

第二次

邑南町男女共同参画計画 — 邑南町 DV 対策基本計画 —

あい
～みとめあい ささえ愛

心ひびきあう町 おおなん～



平成29年3月策定
(令和4年3月改訂)

邑 南 町

はじめに

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、我が国で取り組むべき最重要課題です。

これまで、邑南町においては、平成19年(2007年)に「邑南町男女共同参画計画」を策定し、また平成26年(2014年)に邑南町合併10周年を記念して「男女共同参画推進の町宣言」を行い、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

これにより、本町の審議会等委員のうち女性の占める割合の上昇など着実な前進傾向が見られる一方、町民の意識調査によると男女の不平等感があらゆる分野でいまだに残っているという現状があります。

平成27年(2015年)に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、地方公共団体に対し女性が職場で活躍できるための計画を策定するよう努力義務が課せられました。本町におきましても、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、平成28年(2016年)4月1日から「特定事業主行動計画」を策定し目標に向け取り組んでおります。

こうしたなか、平成29年3月に策定しこの度改訂を行いました「第二次邑南町男女共同参画計画」・「邑南町DV対策基本計画」に基づき、各施策を着実に実施し掲げた数値目標に達成できるよう全力を注いでまいります。

しかしながら、「男女共同参画社会」は、町の取り組みだけで実現できません。町民や事業者の皆様一人ひとりがその大切さを理解し、自らが積極的に取り組んでいただくことが求められます。これから本計画を着実に推進することにより、本町において素晴らしい男女共同参画社会が訪れ「みとめあい ささえ愛^{あい} 心ひびきあう町 おおなん」が実現するよう皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、改訂にあたり、熱心に御議論いただきました邑南町男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、「男女共同参画に関する町民の意識調査」に御協力いただきました多くの町民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和4年(2022年) 3月

邑南町長 石橋良浩

邑南町「男女共同参画推進の町」宣言

住みよい邑南町を築いていくためには、全ての町民の意見が尊重され、大切にされなければなりません。

私たち邑南町民は、男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びも責任も分かち合いながらともに歩む「みとめあい ささえ愛 心ひびきあう町 おおなん」を実現するため、ここに邑南町を「男女共同参画推進の町」とすることを宣言します。

1 私たちは、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、
その個性と能力を十分に発揮できる町を目指します。

1 私たちは、社会のあらゆる分野において、
男女が平等に参画できる町を目指します。

1 私たちは、家庭・職場・地域で、
男女が対等な構成員として、責任を担える町を目指します。

平成26年11月1日

島根県 邑南町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の基本理念	3
4. 計画の基本目標	3
5. 計画の構成と期間	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 男女共同参画をめぐる動き	6
2. 邑南町を取り巻く環境の変化	10
3. 邑南町における男女共同参画の現状	13
第3章 計画の内容	32
1. 計画の体系	33
2. 重点的に取り組む事項	34
3. 施策の内容	
基本目標1	36
基本目標2	40
基本目標3	44
基本目標4	53
基本目標5	59
第4章 計画の推進体制	61
1. 庁内推進体制の充実	62
2. 関係機関、民間団体との連携	62
3. 計画の管理進行	62
4. 町民への期待	62
数値目標	63

資料.....	6 5
推進（策定）委員会	
◇策定経過.....	6 6
◇邑南町男女共同参画推進委員会委員名簿.....	6 7



第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）に、社会のあらゆる分野における男女共同参画への取り組みを総合的に推進していくことを目的に、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この中で、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

住みよい邑南町を築いていくためには、子どもからお年寄りまで全ての町民の意見が尊重され、大切にされなければなりません。そのためには、男性と女性が喜びも責任も分かち合いながらともに歩む男女共同参画社会の実現は不可欠であり、まちづくりの大きな鍵となるものです。

平成19年（2007年）3月に10年間の「邑南町男女共同参画計画」を策定し、さらに平成29年3月に「第二次邑南町男女共同参画計画」を策定、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）における新たな計画の具体的施策、数値目標の設定を行い、取り組んできたところです。この度この計画が5年を経過するにあたり、施策の内容について見直しを行うものです。

2. 計画の性格

本計画は、本町における男女共同参画社会の実現を目指して、町民と行政とが一体となって取り組むための指針とするものです。

- （1） 本計画は、男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づいて策定された国の男女共同参画基本計画及び第3次島根県男女共同参画計画を踏まえて策定する計画であり、「邑南町第2次総合振興計画」をはじめ、「邑南町子ども・子育て支援事業計画」、「邑南町人権施策推進基本方針」、「邑南づくり教育計画」など、本町の他の計画との整合性を図り策定しています。

また、基本目標2及び3に係る部分については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村計画として位置づけるものです。

- （2） 本計画の策定にあたっては、「邑南町男女共同参画計画策定委員会」の提言

及び、男女共同参画に関する町民の意識調査結果など、町民の皆様の意見を参考にしています。

3. 計画の基本理念

男女共同参画とは、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会や家庭の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいいます。

男女共同参画社会は、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会です。

男女共同参画社会基本法に示された、男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念に基づき、本計画の基本理念とします。

1. 社会における制度又は慣行についての配慮（第四条）
2. 政策等の立案及び決定への共同参画（第五条）
3. 家庭生活における活動と他の活動の両立（第六条）
4. 男女の人権の尊重（第三条）
5. 国際的協調（第七条）

4. 計画の基本目標

本計画は、基本理念に基づき施策を展開していくため、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと町民の意識改革

- (1) 社会通念や慣行の見直し
- (2) 町民の意識改革

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- (1) 町の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 女性の人材育成
- (3) 企業、団体、地域の方針決定過程への女性の参画

基本目標3 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

- (1) 家庭生活と他の活動との両立支援
- (2) 雇用の分野における男女共同参画の推進

- (3) 農林業・自営業等におけるパートナーシップの確立
- (4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

基本目標 4 個人の尊厳の確立

- (1) 人としての個人の尊厳の確立
- (2) 男女間におけるあらゆる暴力・差別（DV等）の根絶
- (3) メディアにおける女性の人権の尊重
- (4) 生涯を通じた健康づくりの推進

基本目標 5 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

- (1) 国際社会から学ぶ男女共同参画の推進

5. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、第1章において計画の基本的な考え方として、計画策定の趣旨、性格、基本理念、基本目標及び構成と期間を示しています。

第2章においては、計画策定の背景として、本町をめぐる環境の変化についてまとめ、住みよい町の実現のためにどういったことが求められているのかを考察し、また、本町における男女共同参画の現状について分析しています。

第3章においては、計画の内容として、基本目標及び計画の体系、具体的な施策について記述しています。

第4章においては、計画の推進として、これらの取り組みを総合的に推進していくために必要な、計画の推進体制について記述しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）の10年間としますが、「施策の内容」については、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5年間とし、施策の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて令和4年3月に見直しを行いました。

Two light blue circles are positioned behind the chapter title. The first circle is on the left, partially behind the text. The second circle is on the right, also partially behind the text.

第2章 計画策定の背景

1. 男女共同参画をめぐる動き

1. 国連を中心とした世界の動き

国際連合は、人権の尊重、平和の維持等を活動の柱として掲げ、「男女平等」の実現に向けての取り組みを世界的規模で展開してきました。

このような流れのなかで、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とし、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

続く昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国際婦人の10年」とし「男女平等」や「女性の地位向上」のための具体的な歩みが始まりました。昭和54年（1979年）には、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、日本も昭和60年（1985年）に批准しました。【注1：P9参照】

昭和60年（1985年）には、ナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長する「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、平成7年（1995年）「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。【注2：P9参照】

平成12年（2000年）に入ると、「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、参加各国の「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」と「行動綱領」の実施状況の分析及び総合的見直しと評価が行われ、今後の取り組みの方向性を明らかにし、「成果文書」が採択されました。

平成24年（2012年）には、第56回国連婦人の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が決議され、平成27年（2015年）には国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。

特に、北京会議以降、女性に対する暴力は女性の人権侵害であるという認識が深まったことから、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）に対処するための法整備の強化をはじめとして、女性に対する暴力に関する対応策が数多く提案されました。

今後もこれらの動向を十分念頭に置いた上で、男女共同参画社会の形成を進める必

要があります。

2. 国における取り組み

わが国では、憲法のなかで基本的人権の尊重と法の下での平等が明記され、女性も男性も個人として尊重されることが保障されています。

昭和50年（1975年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」が策定されました。その後、取り組みの主なものは次のとおりです。

昭和60年（1985年）	「男女雇用機会均等法」制定・「女子差別撤廃条約」批准
昭和62年（1987年）	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
平成3年（1991年）	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児休業法」という。）制定、 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の一部改訂
平成6年（1994年）	「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成7年（1995年）	「育児休業法」の改正により介護休業制度法制化
平成8年（1996年）	「男女共同参画2000年プラン」の策定
平成9年（1997年）	「男女雇用機会均等法」改正
平成11年（1999年）	「男女共同参画社会基本法」制定
平成12年（2000年）	「男女共同参画基本計画」策定
平成13年（2001年）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
平成17年（2005年）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
平成19年（2007年）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成22年（2010年）	「男女共同参画基本計画（第3次）」策定・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
平成27年（2015年）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性

活躍推進法)」制定・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

平成30年（2018年） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定

令和2年（2020年） 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

3. 島根県の取り組み

国の「国内行動計画」策定などの取り組みを受けて、昭和56年（1981年）に初めての計画となる「島根県婦人行動計画」が策定されました。

平成4年（1992年）には、女性の地域活動を支援する全国初となる「しまね女性ファンド」の設立をはじめ施策の推進が図られ、平成7年（1995年）には、「島根県新女性計画（しまね女性プラン21）」を策定され、民間と行政が一体となって取り組みを推進するため「女性政策推進本部」が設置されました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの総合的な展開拠点となる島根県立女性総合センター「あすてらす」（現、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」）が大田市に開設されました（平成6年（1994年）4月に改称した女性相談センターも、女性総合センター「あすてらす」内に移転）。

平成13年（2001年）、「島根県新女性計画」の見直しを行い、21世紀を展望した「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」（平成18年（2006年）改訂）が策定されました。

さらに、平成14年（2002年）、「島根県男女共同参画推進条例」が制定されました。

「島根県男女共同参画計画」は平成23年（2011年）には「第2次島根県男女共同参画計画」が、平成28年（2016年）には、「第3次島根県男女共同参画計画」が、そして令和4年（2022年）3月に「第4次島根県男女共同参画計画」が策定され、5年間における県の基本方針や具体的な施策が示されました。

また、平成17年（2005年）に配偶者からの暴力のない社会の実現を目指して策定された「島根県DV対策基本計画」は、その時点のDV防止法改正や社会情勢等を織り込みながら3次にわたる改訂を行い、令和3年（2021年）3月に第4次改訂がなされ新たな課題を認識し、施策の充実・強化を図る取り組みがなされています。

4. 邑南町における取り組み

本町では、平成17年（2005年）に行った「男女共同参画に関する町民の意識調査」（以下、「平成17年（2005年）調査」という。）を基に、平成19年（2007年）3月に「邑南町男女共同参画計画」を策定後、平成20年（2008年）4月に「邑南町男女共同参画推進委員会」を設置し、毎年施策を評価・検証し、計画を推進してきました。また、町長を本部長とし、副町長、教育長、各課長、各支所長及び議会事務局長で構成する邑南町男女共同参画推進本部を設置し、庁内推進体制を整備して、本計画に基づいた様々な取り組みを推進してきました。そして平成23年（2011年）には計画の見直しを行いました。

平成26年（2014年）3月、本町で男女共同参画を推進する団体の陳情を受け、邑南町「男女共同参画推進の町」を宣言することが町議会で議決され、同年11月1日、邑南町合併10周年記念式典において宣言しました。

さらに、平成28年（2016年）に「男女共同参画に関する町民の意識調査」を行い、女性をめぐる様々な問題に関する意識及び男女の置かれている生活実態などを把握し、本計画を策定しています。そして令和4年（2022年）3月で計画が5年を経過するにあたり、令和3年（2021年）6月に「男女共同参画に関する町民の意識調査」を行い、本町における男女共同参画に関する意識の変化や生活実態などを再度調査し、施策の見直しを行いました。

【注1】女子差別撤廃条約

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、昭和54年（1979年）第34回国連総会において採択され、わが国では、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科教育のあり方の検討などの条件整備を行い、昭和60年（1985年）に批准した。政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するための必要な措置を定めている。2015年現在で締約国数は189カ国。締約国は、条約の実施状況について条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することになっている。

【注2】行動綱領

平成7年（1995年）到北京で開催された、第4回世界女性会議で採択された国際文書。21世紀に向けて、各国政府が取り組むべき女性施策・男女共同参画施策の指針を示している。

※「配偶者からの暴力」の配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

2. 邑南町を取り巻く環境の変化

1. 少子・高齢化の進展

本町の令和2年（2020年）の国勢調査人口は10,166人で、平成27年と比較すると、8.4%減少しています。世帯数は、人口と同様に減少してはいるが、その減少する速度は比較的緩やかです。

年齢別人口の割合を見ると、令和2年（2020年）の国勢調査では、年少人口比率（0～14歳人口が総人口に占める割合）は10.7%で前回と同じとなっており、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は45.1%で、全国都道府県で第4位の島根県（34.2%）の中でも非常に高くなっています。現在も少子・高齢化が進行しています。

少子化の進行は、過疎化・高齢化に拍車をかけ、地域全体の活力の低下を招きます。すでに一部では、集落運営に支障をきたすなど、地域社会の維持が危惧されている地域もあります。

少子化の要因は様々考えられますが、個人の価値観の多様化や、子育てに係る経済的な負担感、仕事と子育ての両立に対する負担感が大きいことなどが挙げられます。こうした観点から、安心して子どもを産み育てることができ、女性も男性も家庭生活と他の活動を両立できるような環境を整備する必要があります。

また、生産年齢人口比率（15歳～64歳人口が総人口に占める割合）は、令和2年（2020年）の国勢調査では44.2%で、今後も減少することは予想されます。豊かで活力ある社会を維持していくためには、就業の場への女性の進出が不可欠とされており、そのためにも男女共同参画社会の実現が重要です。

一方、高齢者に占める女性の割合は男性よりも高く57.1%（令和2年国勢調査）を女性が占めていることから、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにもつながります。

2. 産業構造・就業構造の変化

本町の産業就業人口比率は、平成27年（2015年）国勢調査を見ると、第1次産業21.8%、第2次産業17.3%、第3次産業60.9%となっています。高齢社会対策として在宅福祉や施設福祉の充実を図ったことで、第3次産業の比率が高くなってきており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

また、本町の働く女性をめぐる状況を見てみると、働く女性の割合は、全国平均や島根県平均を上回っており、共働き家庭が多いといった特徴が見られますが、今回の調査では、「子どもができてみずっと仕事を続ける方がよい。」といった回答が5割を超えており、平成28年（2016年）調査と同様、女性が働くことへの意識が大きくなっています。

今後も、サービス関連産業の増加、就業形態の多様化などにより、女性の職場進出の機会が一層増大すると考えられます。このため、女性が主体的に職業を選択し、その能力が十分に発揮できるよう、また、家庭生活や子育てと両立できる働きやすい職場環境を整備する必要があります。

また、本町は農業従事者人口（自営農業従事者）に占める女性の割合は39.5%（2020年農林業センサス）で、農林業の重要な担い手となっています。しかしながら、女性は、その役割や貢献に見合った評価がなされていないことが多く、地域の方針を決定する場へ参画する機会も一般に少ないことから、女性と男性が対等なパートナーとして、農林業経営や関連する活動に参画することができる環境づくりを進めていく必要があります。

3. 家族や地域の変化

近年、価値観の多様化に伴い、人々のライフスタイルが多様化してきています。

女性は、結婚や出産にかかわらず働き続けたり、結婚や出産にこだわらず自分の生き方を追求する人が増えたり、また、男性は、従来の仕事中心の生き方から、家族との生活や個人としての生きがいを重視する人が増えていると言われています。

今後もこうした傾向が強まることが予想されますが、依然として残る固定的な性別役割分担意識や様々な社会制度や慣行が、若い男女にとって、結婚して新しい家族を形成することへの魅力を薄めているとも言われています。近年の社会経済情勢の変化によって、共働き世帯が増加し、「男は仕事、女は家庭」といった考え方も、年々減少傾向にはあるものの、多くの女性は「家庭も仕事も」担っている現状があり、女性に過重な負担がかかっています。これからも個人を尊重し、家族の構成員一人ひとりが互いに自立できるような社会が求められます。

地域社会においては、集落の世帯・人口の減少や、高齢者のみの世帯増加に加え、人間関係の希薄化などにより地域の連帯感が失われつつあります。地域社会には、依然として女性に差別的な社会通念・慣習・しきたりなども残っており、特に若年層にとって、多様な生き方を選択しにくい状況を生み出す要因の一つにもなっています。今後も地域社会は、様々なライフスタイルを持つ町民を包容でき、女性、男性を問わず、誰もが社会の一員として地域を支えていくことができる環境づくりが必要です。

3. 邑南町における男女共同参画の現状

1. 性別による固定的役割分担意識

本町における現状を、今回の調査から見ると、典型的な性別役割分担意識を表す「男は仕事、女は家庭」という考え方の賛否については、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が19.9%で、全国調査（令和元年内閣府調査）の賛成35.0%と比べてその割合は下回っています。しかし、他の項目で見ると「女性は気配り、男性は決断力」については「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が52.4%、「子育ては母親」については「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が47.1%となっており、性別役割分担意識が依然として高い状況です。

また、男女別に見ると、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、平成28年（2016年）調査と同様、女性の方が高くなっています。

しかし、「家事・育児は女性の方が向いている・子育てはやはり母親」については男性の方が高くなっており、項目によって男女の意識の違いがあることがわかります。

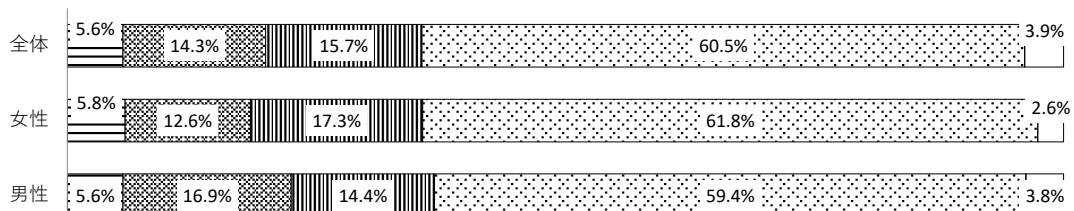
固定的な性別役割分担意識は、それが社会通念化することで、女性の社会参画を阻害したり、女性への差別を誘発したりする土壌となり、女性をめぐる諸問題の根底にあるものとして、男女共同参画社会を形成する上で大きな障害となっています。地域運営等に女性が参画しにくいことや、家庭内での家事や育児等を女性が担う傾向にあるのは、未だこうした意識によるところが大きいと言えます。

このことから、今後も固定的な性別役割分担意識の改革に向けた取り組みをしていく必要があります。高齢化率の高い本町においては、高齢者層への働きかけも積極的に行っていく必要があります。

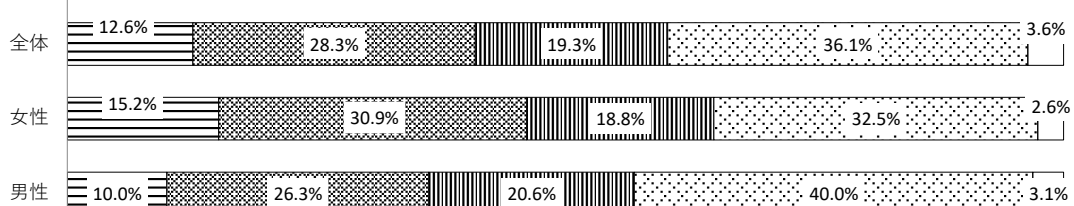
【P14 問1】

問1 次にあげることがらについて、あなたはどのように思いますか。
(○はそれぞれ1つずつ)

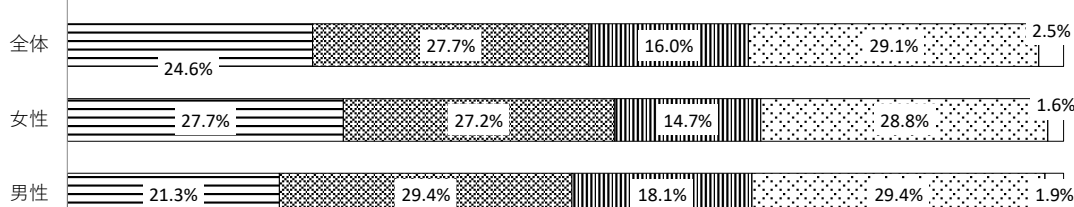
男は外で働き、女は家
庭を守るべき



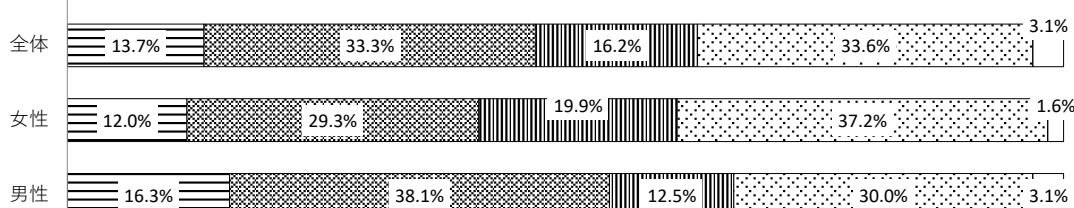
自治会などの団体の代
表者は、男性の方がう
まくいく



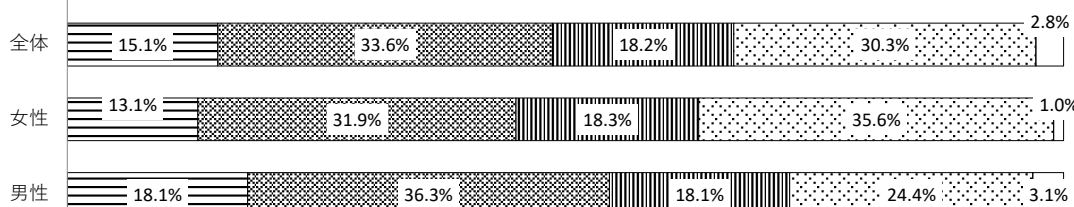
女性は細やかな気配り
が、男性にはいざという
時の決断力が必要だ



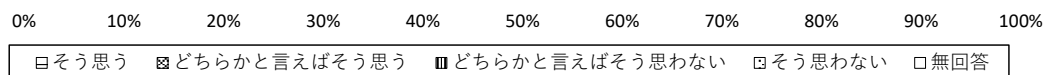
子育ては、やはり母親
でなくてはと思う



家事・育児は女性の方
が向いていると
思う



男の子は男らしく、女
の子は女らしく
育てるべき



全体(n=357) 女性(n=191) 男性(n=160)

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画

平成28年に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行になり、女性も男性もあらゆる分野で活躍できる社会を実現するため様々な施策を推進していくこととなりました。

男女共同参画社会を形成する上では、男女が社会の対等な構成員として、公的、私的分野を問わず政策や方針決定過程へ参画できる機会を確保することが必要です。

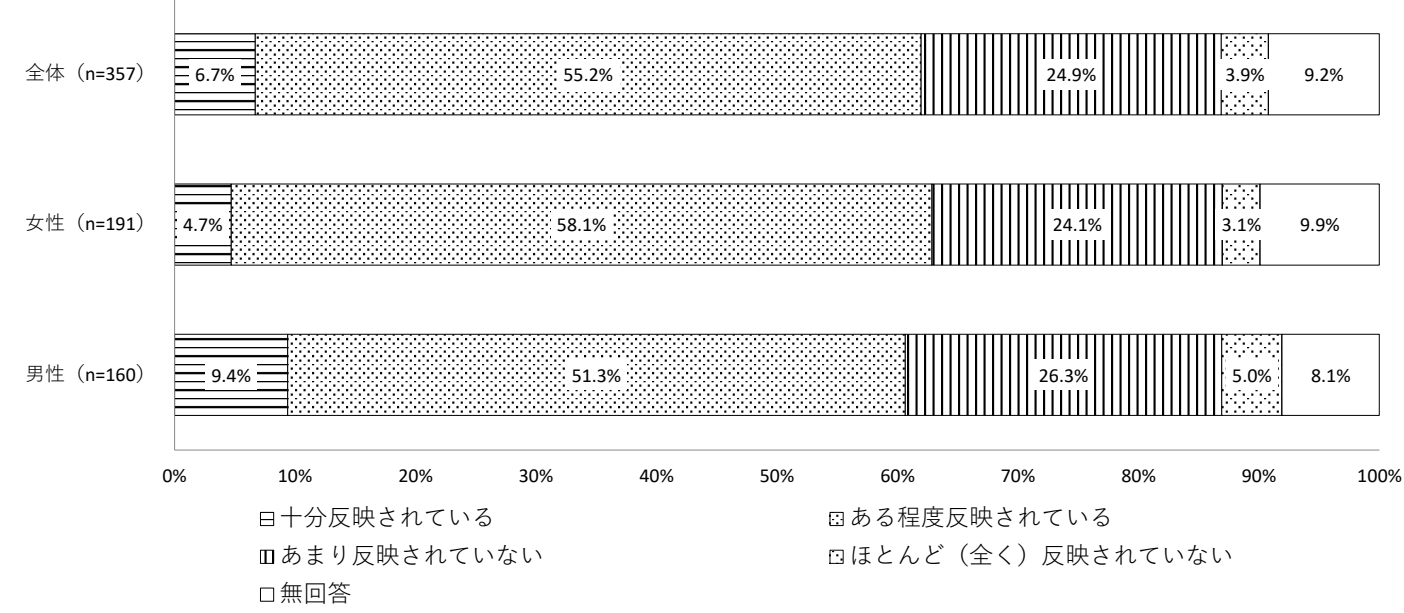
今回の調査を見ると、町の政策に女性の意見や考え方がどの程度反映されているかという問に対して、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」と答えた人が28.9%で、これを男女別に見てもほぼ同じ傾向となっています。平成28年(2016年年)の調査結果と比較してほぼ横ばいの状態となっており厳しい結果となっています。

この理由としては「町議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ない」が63.1%と最も多く、続いて「女性自身の関心が薄い」が50.5%と半数近くを占めており、「町の審議会などの委員に女性が少ない」が40.8%、「女性の意見や考えに対して町議会や行政機関の関心が薄い」が34.0%、「女性からの働きかけが十分ではない」が31.1%、「女性の意見や考えが期待されていない」が20.4%となっています。

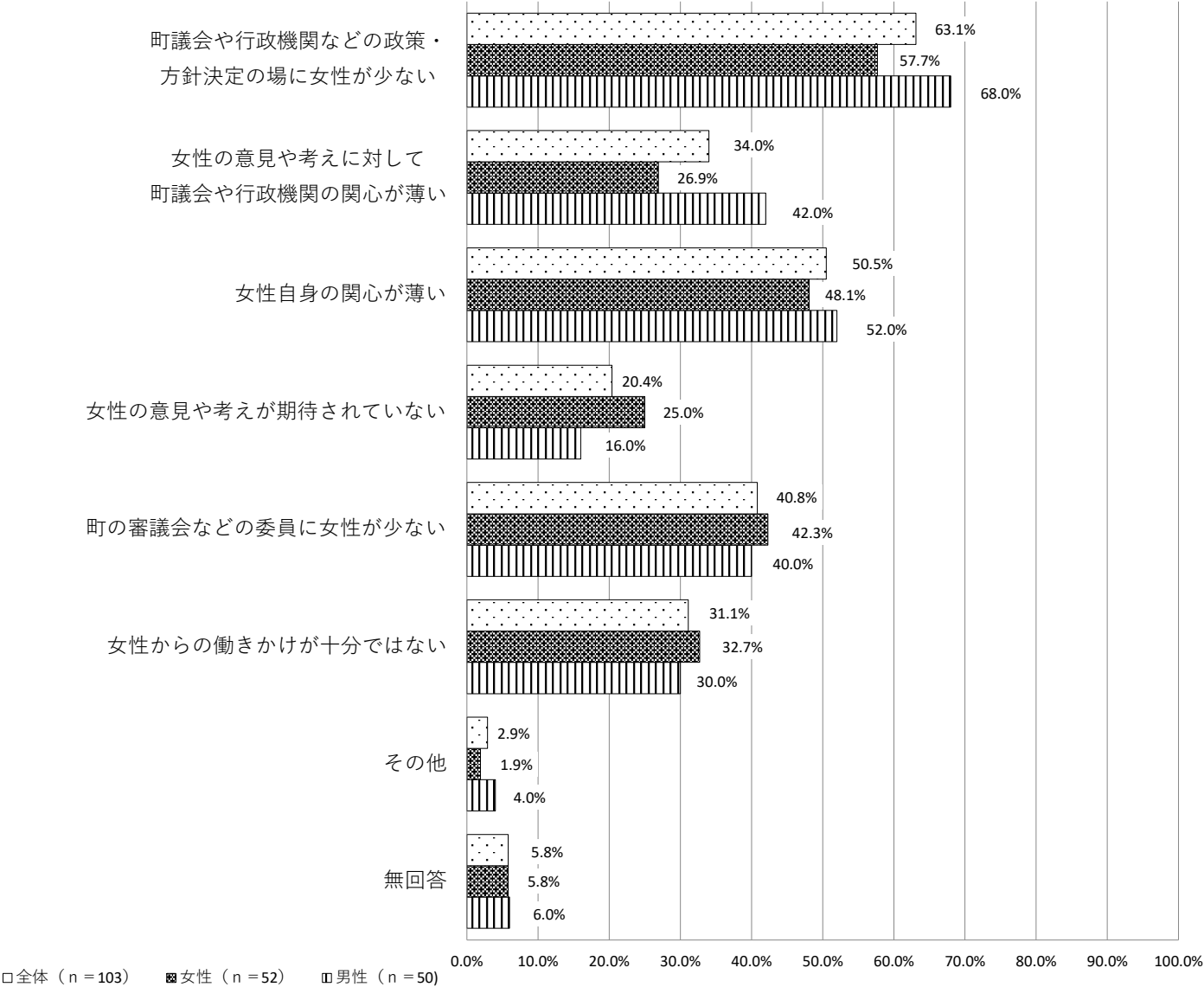
政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、女性が能力を発揮するための実力をつけ、意欲や関心を高めることが必要です。積極的に関わっていくための働きかけと女性自らが参画しようとする意欲を高めるための学習・啓発をさらに行う必要があります。

【P16 問6 ・ P17 問7】

問6 あなたは、町の政策について女性の意見や考えがどの程度反映されていると思いますか。(〇は1つ)



問7 町の政策に女性の意見や考えが反映されていないと思う理由は何ですか。(〇はいくつでも)



3. 仕事と家庭・地域活動について

女性と男性が共に社会に参画していくためには、女性と男性が互いに助け合い、支え合って、家庭生活と、仕事や地域活動との両立を図ることが重要です。

女性と仕事について、あなたはどうかと思いますかという問については、「子どもができてみずっと仕事を続ける方がよい」が55.5%で半数以上となっており、続く「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就くほうがよい」の19.3%と差があり、「子どもができてみずっと仕事を続ける方がよい」という考えが多くなっています。

女性は現在働きやすい状況にあると思うかという問については、「働き続けやすい・どちらかといえば働き続けやすい」が53.5%と半数を超え、「働き続けにくい・どちらかといえば働きにくい」が36.7%で平成17年に調査を開始して以降初めて逆転しています。

前回最も多かった働き続けにくいと思う理由の「短期契約・パートタイム・臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い」は57.4%から今回49.6%に減少しており、「育児・介護支援サービスや施設が十分に整備されていない」の52.7%が最も多くなっています。仕事を続けるためには働きやすい環境の整備が最も求められているという結果となっています。

また、日常生活における家庭の中での仕事等の役割分担については、妻が主に担当することとして、「食事のしたく」が81.3%、「食事のかたづけ」が66.0%、「掃除」が64.8%で依然として高くなっています。しかし「家庭における重大な事柄の決定」については、妻と夫が同じ程度であるという回答が前回と比べて10.2%増えています。

男性の家庭・地域活動への参加のために必要なことについては、「夫婦の間で家事などを分担するように十分話し合うこと」が52.9%と高くなっており、続いて「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が45.9%、「企業などが労働時間短縮や休みを取りやすくする」が45.1%、「家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をする」が42.3%となっています。

仕事以外の活動の状況について、あなたは現在仕事以外で何か活動をしていますかという問については、「町内会、自治会などの地域活動」が42.0%と高くなっており、続いて「どれにも参加していない」が36.7%、「趣味、スポーツ、文化、

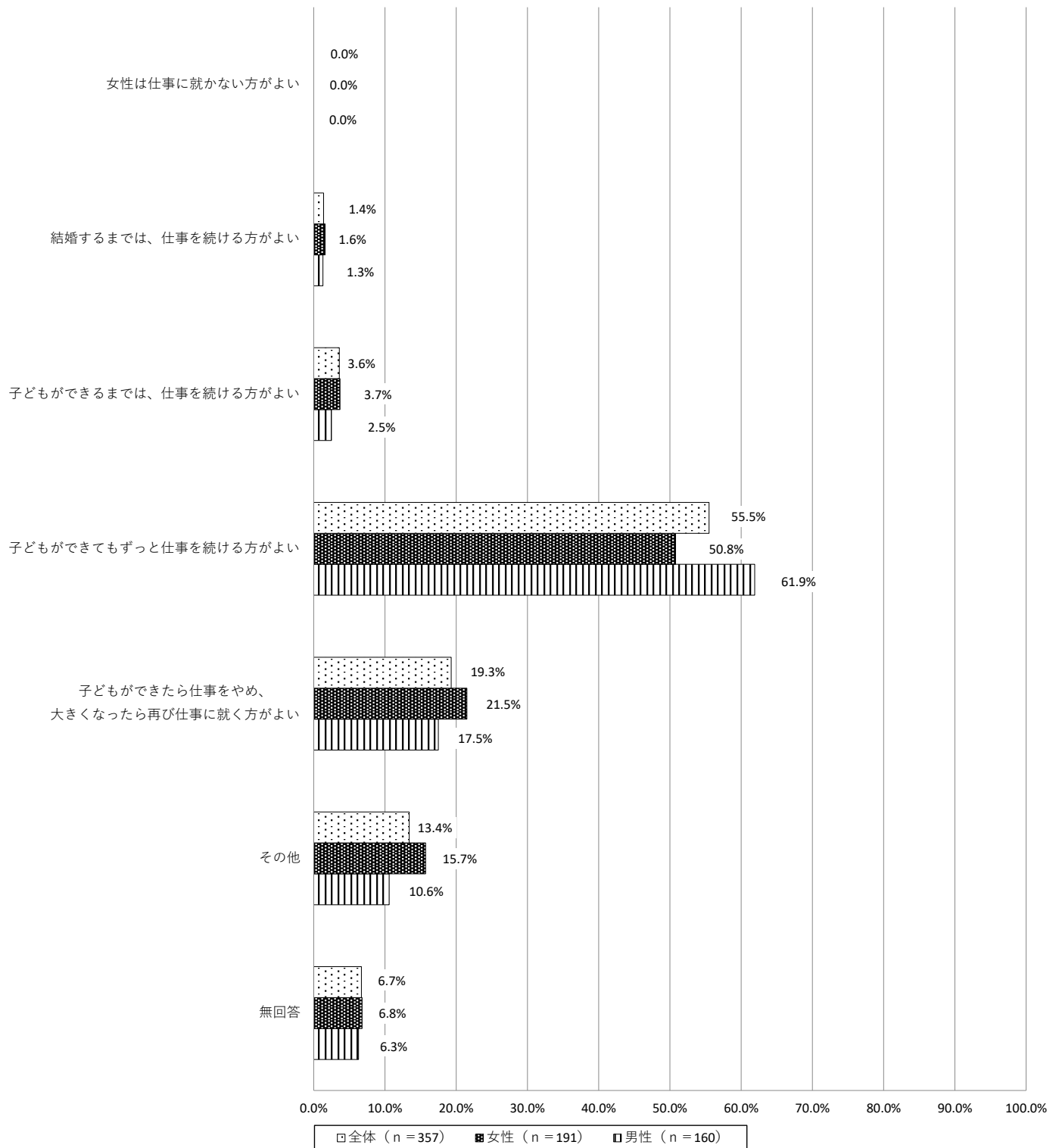
教養、学習活動」が21.6%となっています。

参加していない主な理由はどれにあたるかという問については、「体が丈夫でない」が21.4%で最も高く、続いて「関心がない」が28.2%、「その他」が20.6%と続いています。「その他」では高齢のためという理由が多く寄せられています。

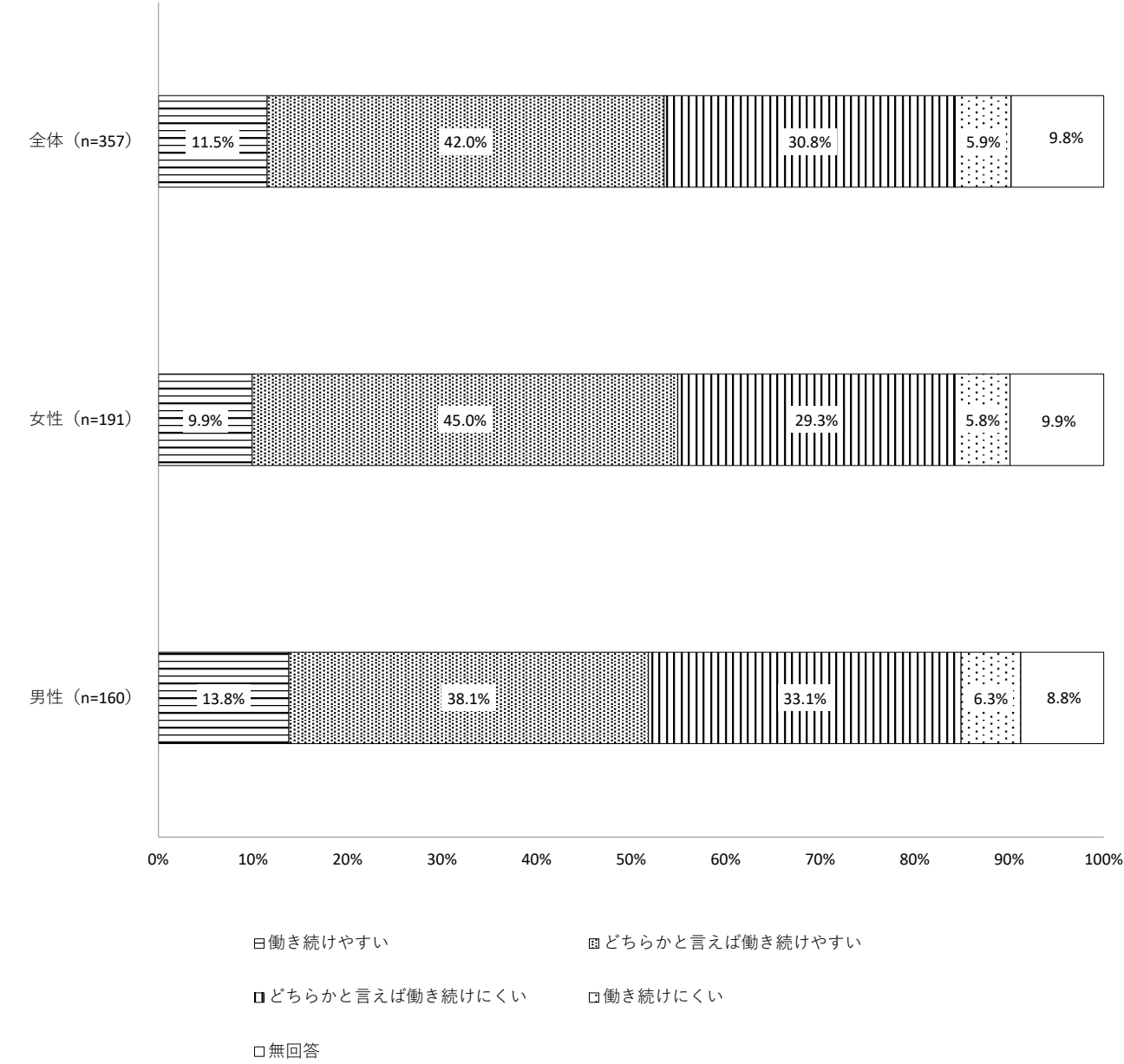
これらのことから女性の仕事の両立を支持しながらも、実態としては女性が毎日の家事を担っているという現状となっています。今後も男性も女性も家族として責任を担うことへの意識面の働きかけを行い、家庭と他の活動との両立に向けた社会的基盤の整備を進めることにより、男女ともあらゆる分野で活躍できる社会が実現するよう努めていく必要があります。

【P20 問8 ・ P21 問9 ・ P22 問10 ・ P23 問11 ・
P24 問12 ・ P25 問13 ・ P26 問14】

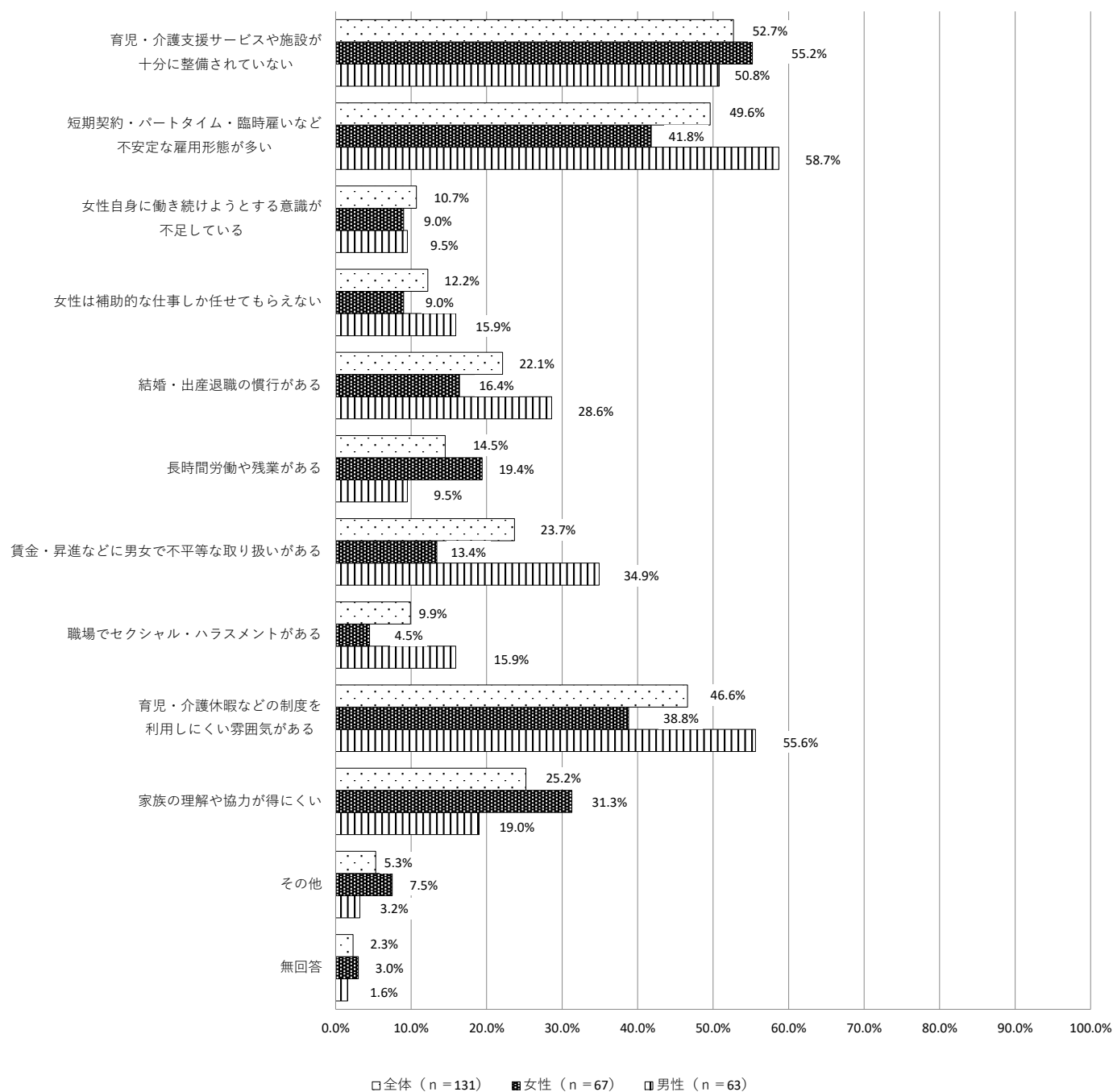
問8 女性と仕事について、あなたはどうお考えですか。(○は1つ)



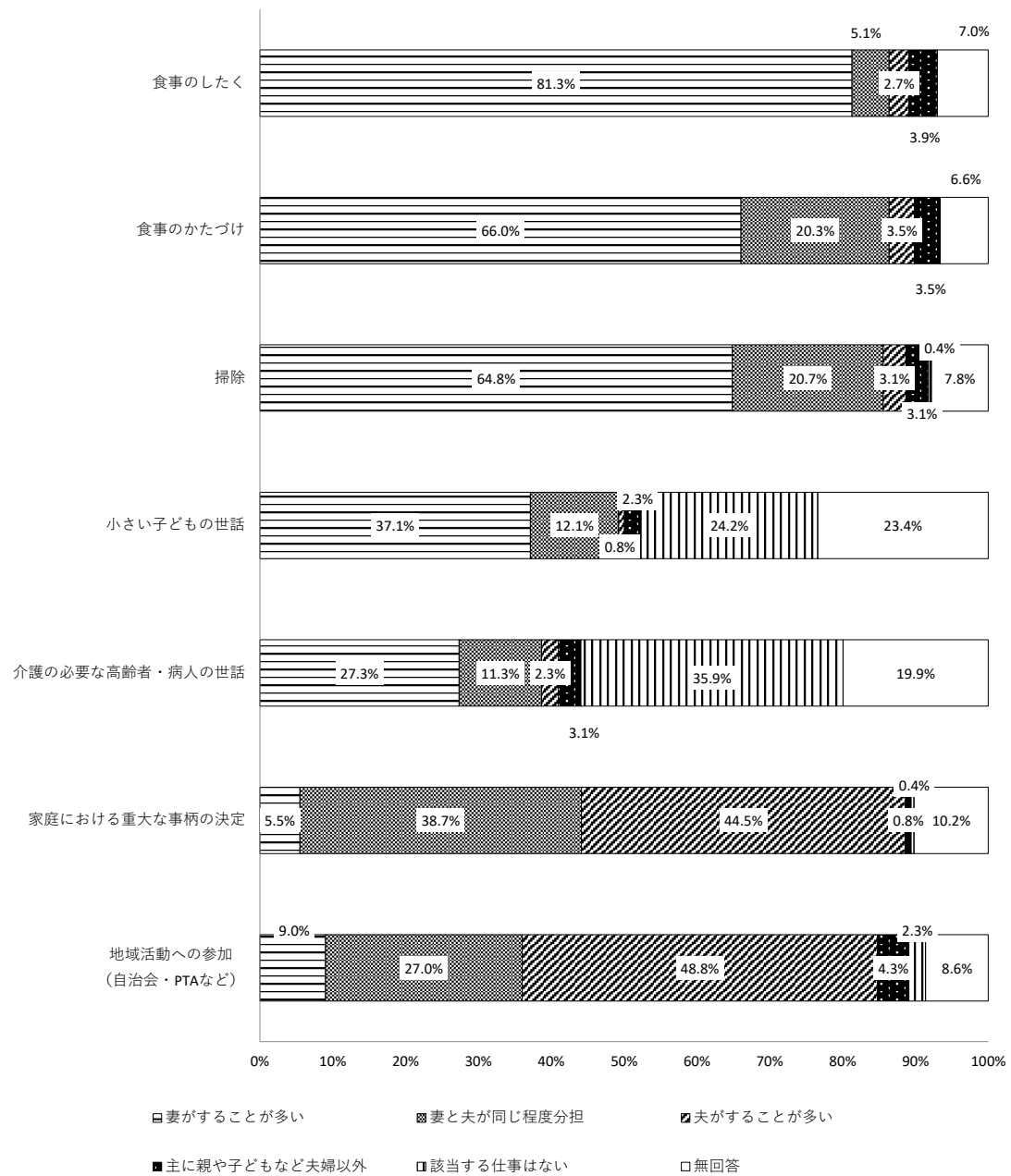
問9 女性は現在働き続けやすい状況にあると思いますか。(○は1つ)



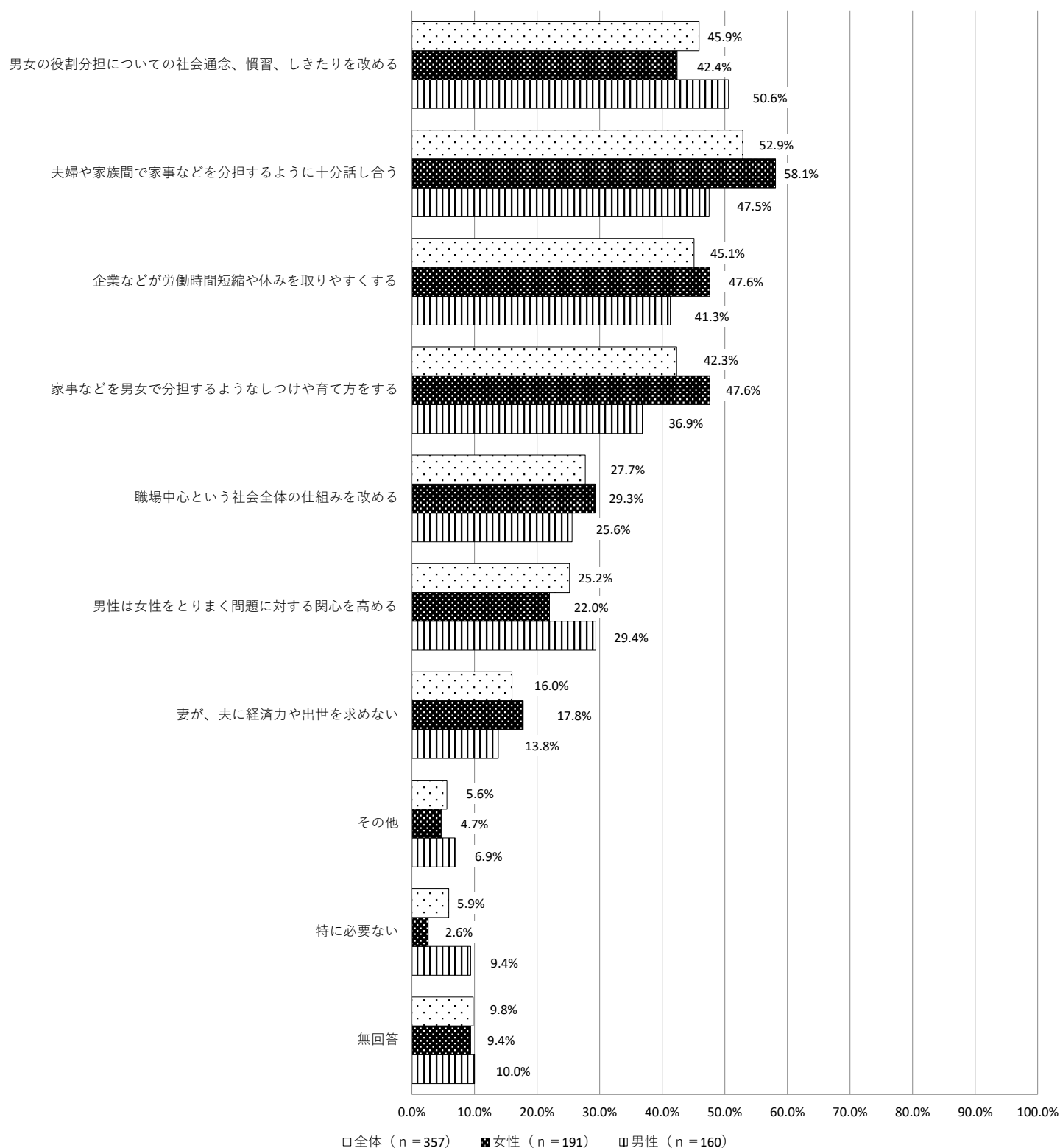
問10 働き続けにくいと思うものはどのような理由からですか。(〇はいくつでも)



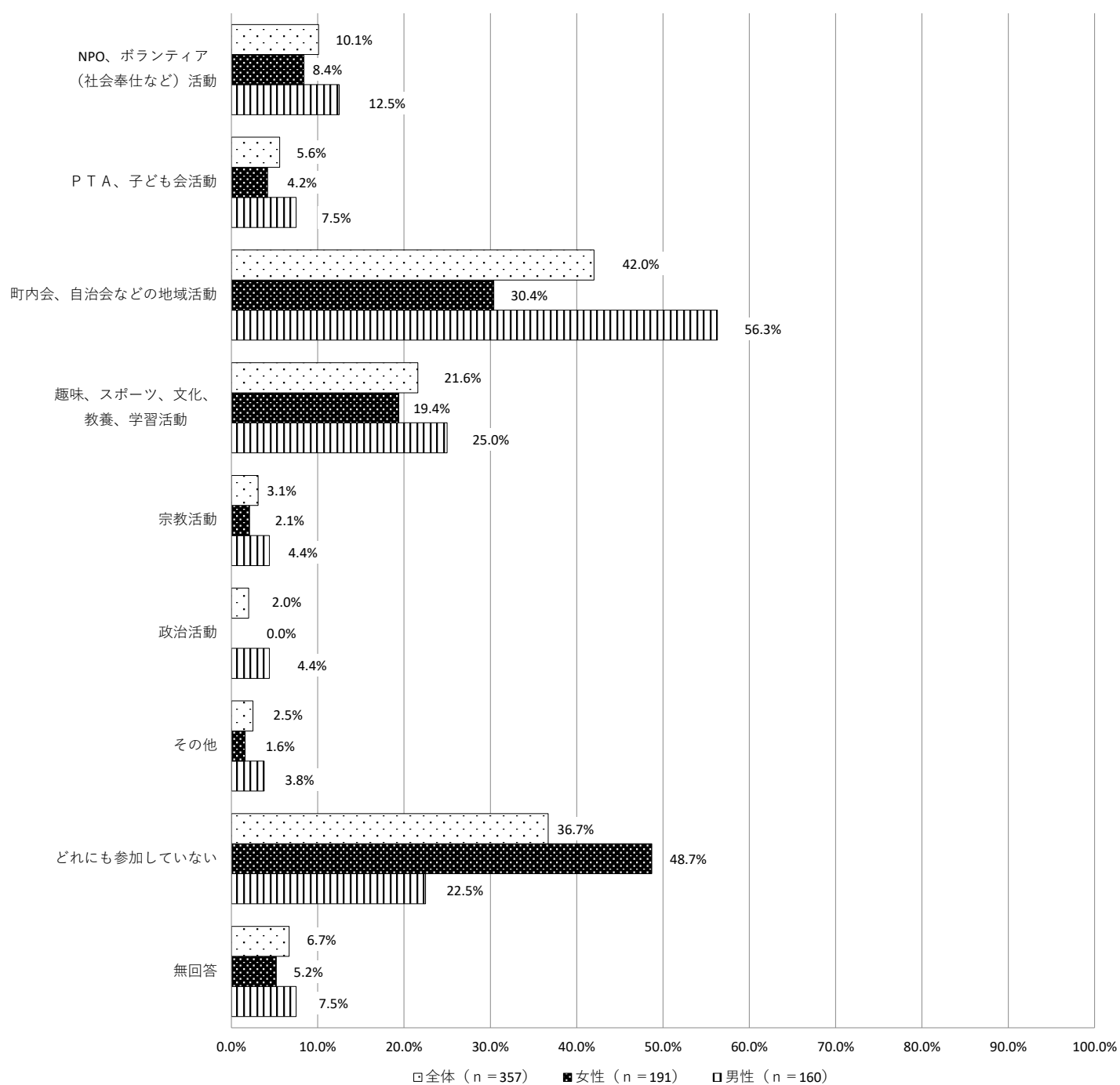
問11 家庭の中で次についてどなたが担当されますか。(〇はそれぞれ1つ) (n=256)



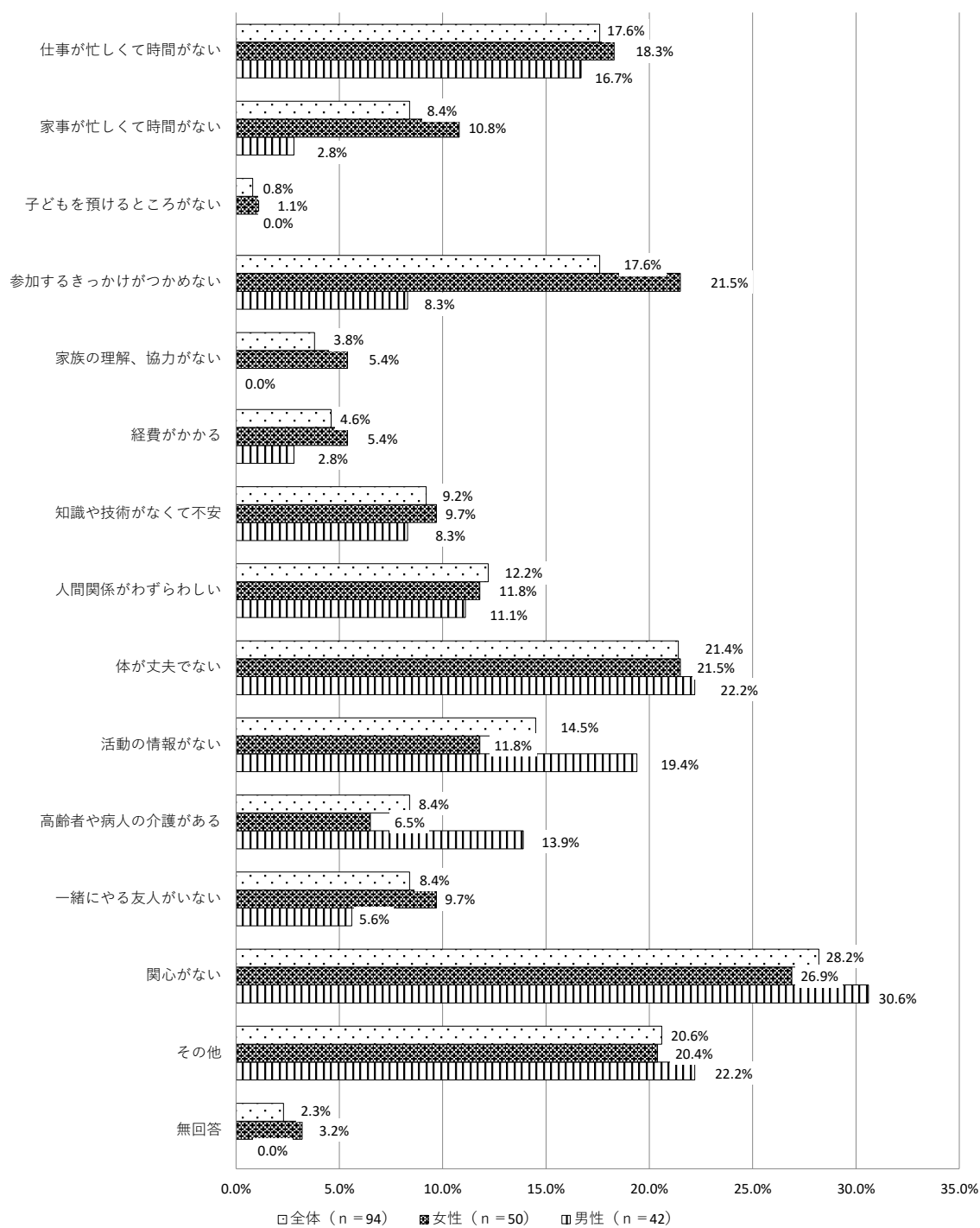
問12 今後男女ともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)



問13 あなたは、現在仕事以外で何か活動をしていますか。(〇はいくつでも)



問14 参加していない主な理由は次のどれにあたりますか。(〇はいくつでも)



4. 個人の尊厳の確立について

男女共同参画を推進していくうえで、その実現を大きく阻害している要因である性による差別を無くし、互いを個人として尊重することが必要です。意識調査で「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべき」という意識が依然として45.1%存在しています。

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者や恋人・パートナーからの暴力（DV）、性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメントなど女性と男性が共に社会に参画していくためには絶対に無くさなければならないものとして最重要課題ですが、デートDVや心理的DV等往々にして女性が被害者となっている現状があります。

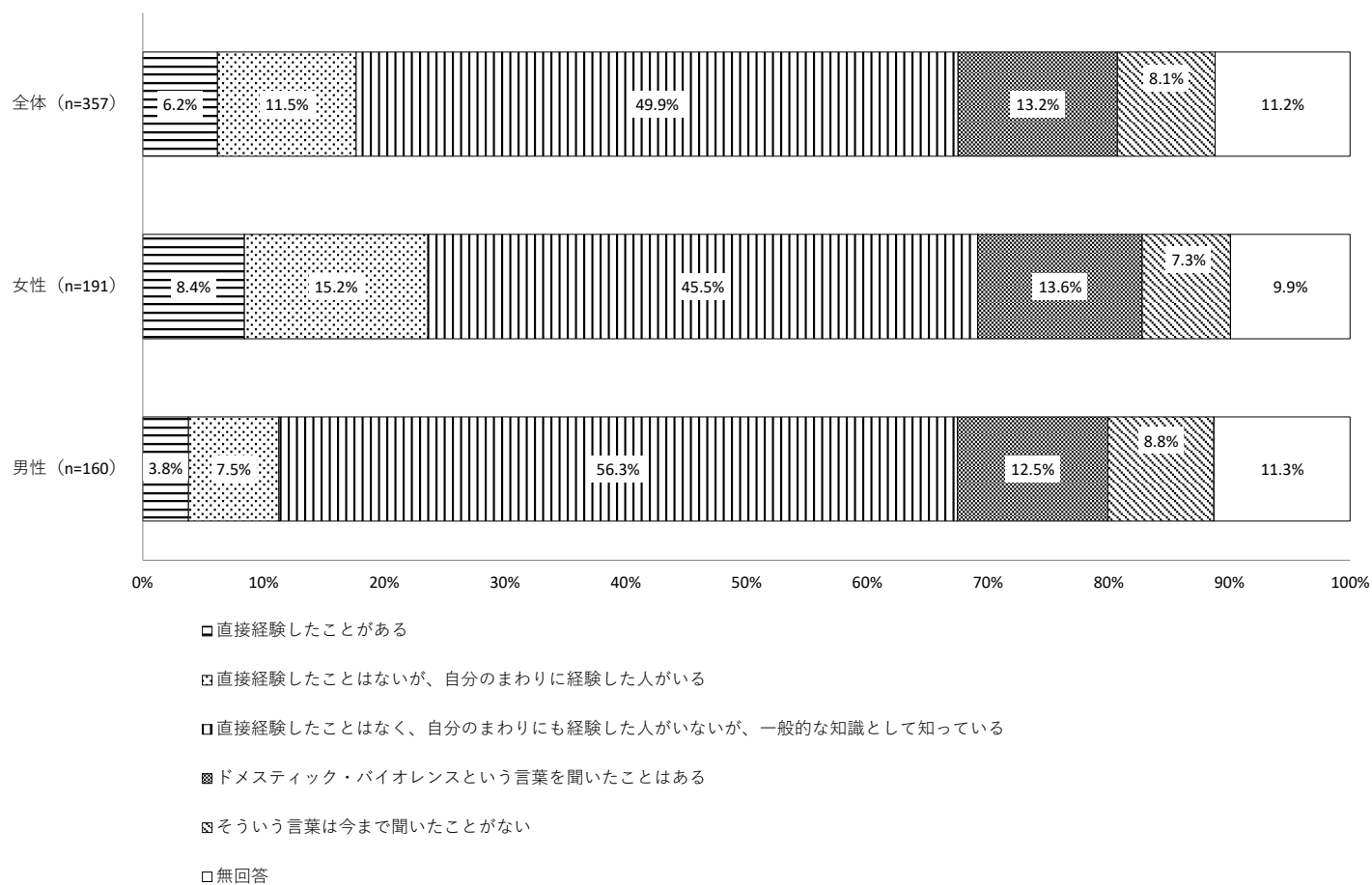
ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験については、「自分・身近な人に経験あり」が17.7%で約2割の人が経験しており、「一般的な知識として知っている」が63.1%と認知度は高くなっています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）が起こる背景や原因は何だと思えますかという問には、「現代社会はストレスが大きいから」が55.7%と最も高く、「配偶者（パートナー）間におけるコミュニケーションがとれていない」が29.7%、「配偶者（パートナー）による暴力は犯罪であり人権侵害であるという認識が低く、配偶者（パートナー）に対する暴力を容認する社会通念がある」が27.7%と続いています。

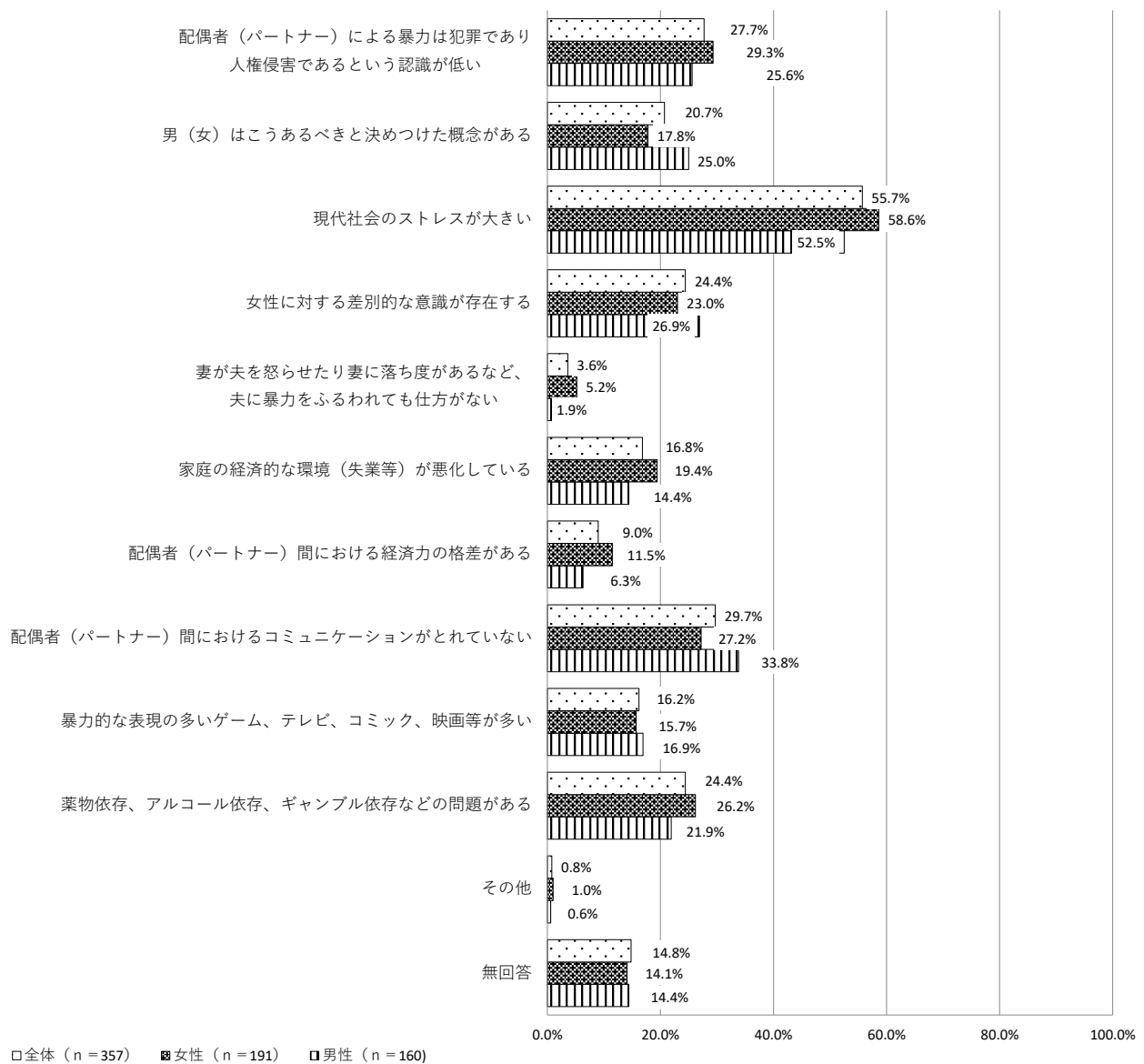
性的少数者（セクシャル・マイノリティ）（LGBT）という「言葉を知っている」は、66.1%で、自身が悩んだ経験があるは、1.1%となっています。また、61.6%の人が性的少数者（セクシャル・マイノリティ）（LGBT）の方々にとって、「社会は生活しづらいと思う、どちらかと言えば思う」と答えています。

【P28 問15 ・ P29 問16 ・ P30 問17～問19 ・ P31 問20】

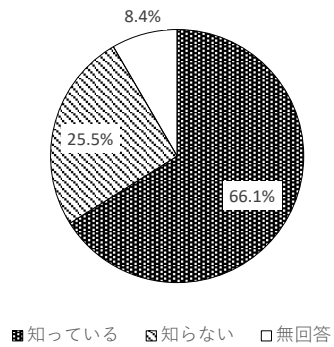
問15 夫婦や恋人・パートナーの間での暴力について被害を経験したり見聞きしたことはありますか。(〇は1つ)



問16 ドメスティック・バイオレンス(DV)が起こる背景や要因は何だと思いますか。(〇はいくつでも)



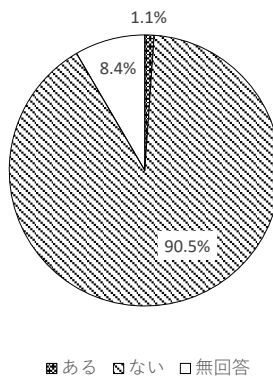
問17 性的少数者(セクシャル・マイノリティ)(LGBT)という言葉を知っていますか。



前回との比較

	今回			前回			比較		
	知っている	知らない	無回答	知っている	知らない	無回答	知っている	知らない	無回答
全体(n=357)	66.1%	25.5%	8.4%						

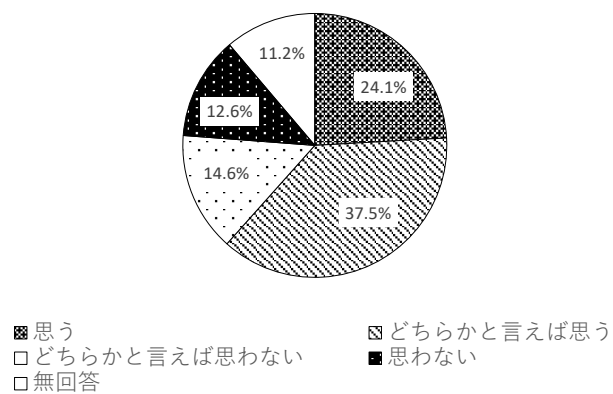
問18 あなたは今までに自分の性、心の性または性的指向(同性愛など)に悩んだことがありますか。



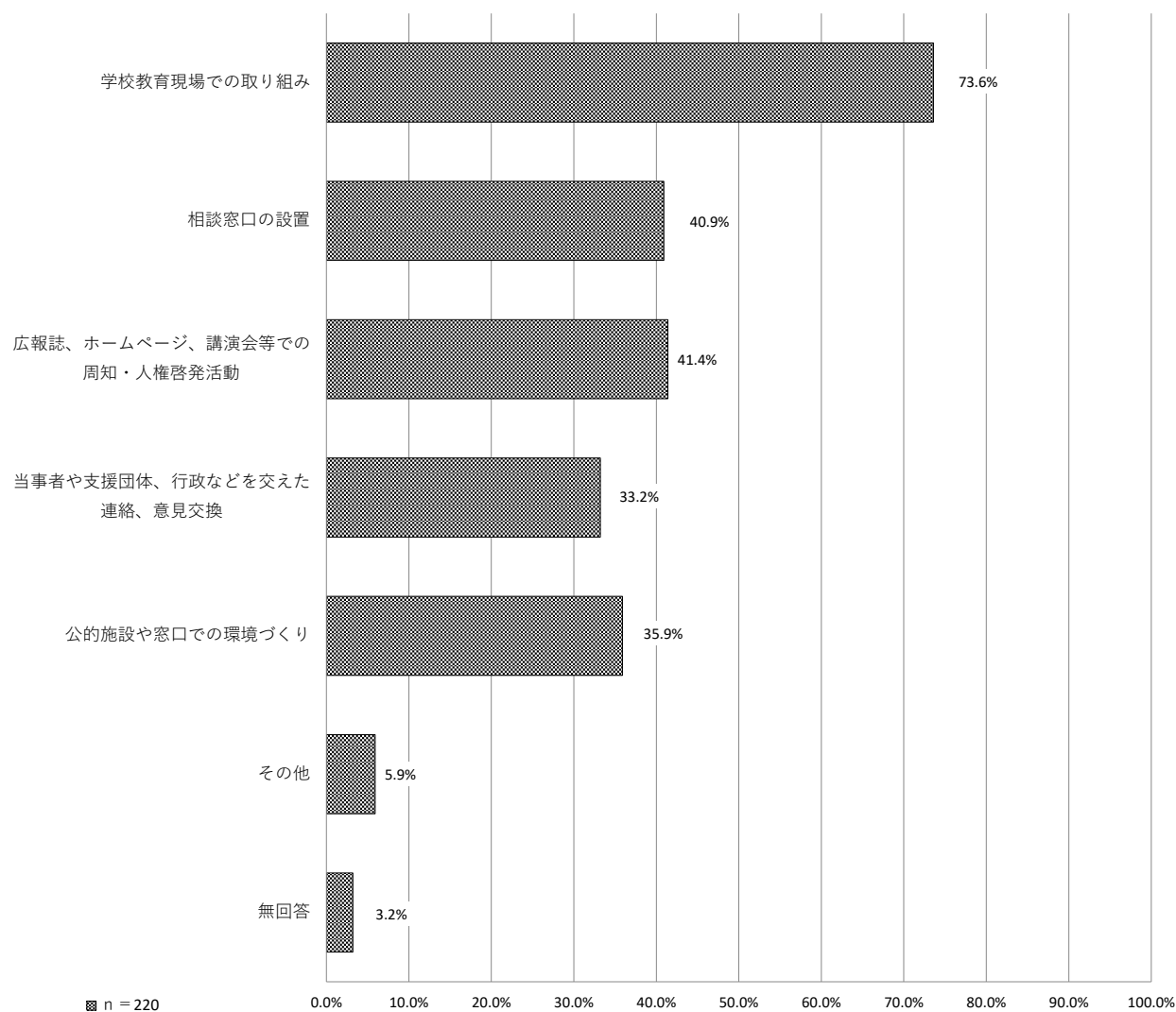
前回との比較

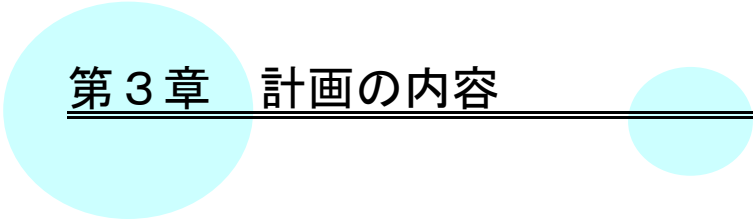
	今回			前回			比較		
	ある	ない	無回答	ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
全体(n=357)	1.1%	90.5%	8.4%						

問19 現在、性的少数者(セクシャル・マイノリティ)(LGBT)の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか。(〇は1つ)



問20 性的少数者(セクシャル・マイノリティ)(LGBT)の方々に対する偏見や差別をなくし、生活がしやすくなるためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。
(〇はいくつでも)





第 3 章 計画の内容

1. 計画の体系



2. 重点的に取り組む事項

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場所で様々な施策を展開していかなければなりません。施策によっては、長期的な取り組みとなるものもあり、計画的に推進していく必要があります。

計画策定にあたり、次の事項については特に重点的に取り組みます。

1. あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会をつくる（P 39 参照）

男女共同参画の意識啓発をしていくためには、特に身近な地域での学習活動が必要です。公民館では生涯学習の主な取り組みの一つとして、各年代にあった学習活動の機会の充実を図ります。併せて託児の仕組みなど、学習活動に参加しやすいような環境を整備します。

2. 女性が様々な分野で活躍できる社会を実現するため、職場や地域において、政策・方針決定過程への女性の積極的参画・登用等を促す（P 41・P 43 参照）

町民の半数以上が女性であるにもかかわらず、町の政策に女性の意見が反映されていないと感じている人の割合は28.9%になっており、行政機関等への女性の参画推進は早急に取り組むべき課題です。町の審議会委員等（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会等をいう）への女性の登用について数値目標を設定し積極的に取り組みます。

また、町政座談会や住民会議へ女性の参加を促し町政へ女性の意見を反映させる仕組みをつくるよう努めます。さらに、農業協同組合、森林組合などの各団体やコミュニティ組織等の役員へのさらなる女性の参画・登用について働きかけます。

3. 女性の人材育成を推進する（P 42 参照）

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、女性自身が意見を持ち積極的に行動することができるようにならなければなりません。あらゆる分野で活躍できる社会を実現するため、継続的に学習する機会を設け、地域で中心となって活動するリーダーの育成を図ります。

4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する（P 45～P 48・P 50 参照）

女性も男性も家庭での生活面や地域での活動、働き方等について、責任を対等に持ちながら、調和の取れた日々を過ごすことができるよう、性別からくる役割分担を見直し改善するよう取り組みます。

企業や各種団体等に対して、ワーク・ライフ・バランスの実現、また女性と男性が対等に働くことができるように改革をしていく取り組みをするよう啓発を図

り支援します。

5. 個人の尊厳を脅かすような暴力・差別（DV等）の根絶を推進する（P 5 4 ~ P 5 6 参照）

性別に関係なく個人としての尊厳を確立するため様々な暴力根絶を推進します。子ども、女性、障がい者、高齢者に対する暴力をなくすよう啓発に努めます。

町では、相談窓口を設置し、庁内の連絡体制の強化に努めます。また、企業等への啓発、理解の推進を図ります。

6. 国際社会から学ぶ男女共同参画の推進を図る（P 5 9 ・ P 6 0 参照）

地域社会で女性と男性がともに協力し合い、充実した男女共同参画社会の実現のため、少女や少年が先進国のコミュニティや諸外国における国際的取り組みを直接触れ学び、情報共有を図ることができるよう体制を整備し、国際的な取り組みの学習機会の充実に努めます。

特に、平成28年度（2016年度）から始めている男女共同参画社会の先進地であるフィンランド共和国との国際交流を継続して実施し、国際的な視野や思考等を育成することにより、男女共同参画社会が実現できるよう推進します。

3. 施策の内容

基本目標 1 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと町民の意識改革

(1) 社会通念や慣行の見直し

(2) 町民の意識改革

私たちのまわりの社会制度や慣行には、性別によって役割が固定していたり、女性と男性の置かれている状況などから、結果として個人がそれぞれの個性や能力を十分に生かすことができない現状があります。女性も男性も互いを認め合い、責任も平等に分担して主体的に生きていくことのできる男女共同参画社会を実現するためには、私たちを取り巻いている社会の現状を正しく認識し、社会制度や慣行の見直しを進めていく必要があります。

それとともに、固定的な性別による役割分担の意識が女性の社会参画を大きく阻害する要因になっていることから、積極的に意識啓発を行うとともに、男女共同参画を学校教育や生涯学習の取り組みの一つとして位置づけることにより、小・中学校や公民館等身近な場所を拠点として、地域に根ざした学習活動の場として展開することが強く求められています。

(1) 社会通念や慣行の見直し

【現状と課題】

今回の調査の結果を見ると、社会全体における男女の地位について男性が優遇されていると感じている人(66.7%)のうち、7割程度の人がある原因は「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強いから」だと感じています。この割合は、前回調査時と比べ総じて横ばいとなっています。

また、男女共同参画政策で望むものを尋ねたところ、48.2%の人が、「固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会通念・慣習の見直しに向け学習・教育を進める」と答えています。しかし「女性は細やかな気配りが、男性にはいざという時の決断力が必要だ」が52.4%、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」はわずかに減少してはいるものの40.9%となっています。このように、社会全体で男性が優遇されていると感じる人が多い中、固定的な性別役割分担意識について改善を望んでいることがわかります。

個人の意思により選択されたものでない、性別を理由とした固定的な役割分担意識を改めるよう、家庭・地域・職場等あらゆる場面での取り組みが必要です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
① 固定的な性別役割 分担意識にとらわ れた社会通念や慣 行の見直し	固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会通念 や慣行の実態の把握 家庭・職場・地域において、どのような固定的 性別役割分担意識が存在しているか町民の意識調 査で把握し、データに基づき分析する。	町民課
	固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会通念 や慣行の解消に向けた取り組み 性別による偏りにつながるおそれのあるものにつ いて、広報やケーブルテレビ・ホームページな どで見直しを呼びかけるほか、男女共同参画の視 点から考える学習の機会（研修・セミナー）を積 極的に提供するなど、解消に向けた気運の醸成を 図る。	町民課 生涯学習課
② 性差に関する偏 見・固定観念・無 意識な思い込みの 解消に向けた取り 組み	性の多様性の尊重に関する情報の収集と広報 男女共同参画は「性別に関わりなく個人として 尊重され、その個性と能力を十分に発揮し平等に 参画できる社会の実現」を目標としており、性の 多様性を尊重する政策と目指すものは同じ。 長年にわたり人々の中に形成された性差に関す る偏見・固定観念・無意識な思い込みの解消に向 けた取り組みを進める。	総務課 関係各課

【固定的な性別役割分担】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家事・育児」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例です。

こうした固定的な役割分担意識を見直していくことが必要ですが、これは、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間を中性化することではありません。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例はきわめて非常識です。

(2) 町民の意識改革

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識は、それが社会通念化することで、女性の社会参画を阻害したり、女性への差別を誘発したりする土壌となることから、男女共同参画社会を形成する上で大きな障害となっています。

今回の調査によるとこうした意識は年代による差が大きく、特に高齢者層において高いことから、高齢者層への働きかけが重要になってきます。また、男女の地位の平等感は県や内閣府の調査と比べると比較的高いものの、実態としては日常生活での女性の負担は大きく、様々な機会を捉えて平等や社会参画に対する意識を浸透させ啓発していく必要があります。

また、個人の意識や価値観は、家庭、学校、地域社会とのかかわりの中で形成されると言われています。男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野で、人権意識、男女共同参画意識を育てるための教育や学習の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
① 男女共同参画の視点に立った町民参加の継続的な啓発活動の展開	継続的な啓発活動 男女共同参画社会へ向け、町の広報、ケーブルテレビ・ホームページなどの広報媒体を通して、効果的な広報・啓発活動を継続して行う。	町民課
	町民参加の広報活動の展開 各種団体や企業に理解と取り組みの促進を図るため、研修会等活用し、企業・団体の役員等への働きかけをする。 また、広く町民から標語等の募集を行うなど、町民参加の広報活動を積極的に展開する。 島根県が委嘱している島根県男女共同参画サポーターとも連携し、講座を行うなど、地域やグループに向けて積極的な啓発活動を行い、身近なところから男女共同参画について考える機会を提供する。 さらに、男女共同参画グループが行っている活動等について、広報やケーブルテレビ・ホームページなどにより積極的に情報提供を図る。	町民課 商工観光課 生涯学習課 関係各課
	男女共同参画に関する法令・制度等の周知 男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図るため、国や県の法令・制度等を分かりやすい形で、各種団体、事業所、町民への周知に努める。	町民課

②あらゆる分野での男女共同参画に関する学習の推進	男女共同参画の意識を育む家庭教育の推進 男女が互いの人権を尊重し、助け合うことができる人間形成を図るため、家庭教育について学習機会の充実を図る。	生涯学習課
	地域での学習活動の推進 公民館における生涯学習の取り組みの一つとして男女共同参画を位置づけ、各年代にあった学習活動を行うとともに、男性や高齢者・若年者層を対象として、町内の公民館が同じように学習の機会が持てるよう推進体制の充実を図る。また、託児等学習に参加しやすい仕組みをつくる。	町民課 生涯学習課
	学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進 性別にとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され、個々の個性や能力が伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育・指導の充実を図る。 児童・生徒が主体的に学び、考え、行動できる環境をつくり自立を促進する。 男女相互の理解・協力や望ましい人間関係の確立について指導するため授業内容の充実を図る。	学校教育課
	企業や団体等に対する男女共同参画についての意識啓発 県や団体等が行う講演会等への参加を呼びかけるとともに、育児・介護休業制度の利用に理解を深めるよう啓発する。	商工観光課 関係各課

基本目標２ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

(１) 町の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

(２) 女性の人材育成

(３) 企業、団体、地域の方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会の形成のためには、女性と男性が、社会の対等な構成員として、町行政や事業所、各種団体などのあらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画できる機会が確保されなければならないことは当然のことと言えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたことにより、これまでの状況がより一層改善されていくよう推進していかなければなりません。

社会における性別による固定的な役割分担意識や家庭内での共通課題としての協議の場の設定が少ないことは、町の政策・方針決定への参画の希薄さをもたらすばかりでなく、地域活力に大きく影響を及ぼすものと考えられます。

このため、町審議会等委員や町の政策決定の場への女性の積極的登用を図ること、地域のコミュニティ組織である自治会等の役員に女性が積極的に進出するよう図ることが必要であり、公民館等における生涯学習などでの取組を礎とした女性の人材育成が強く求められます。

また、企業等や各種団体等に対しても女性の参画がより一層拡大するよう啓発していくことが求められ、そのような活動に対する支援を進め、社会的な気運の醸成を図る必要があります。

特に今後は、町職員の管理職に占める女性の割合を国が法律で定める割合に近づくよう努め、さらに町の審議会委員等（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会等をいう）についても女性の参画を推進するとともに各種団体等に働きかけるなどの啓発を進めます。

(１) 町の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

今回の調査によると、町の政策に女性の意見が反映されていないと感じる人は全体の約３割で、「町議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ない」が６３．１％で第一の理由としてあげられており、「女性自身の関心が薄い」が５０．５％、「町の審議会などの委員に女性が少ない」が４０．８％と続いています。

また、本町における審議会等の女性委員の登用率は、令和３年４月１日現在２４．３％で、女性が含まれない審議会等の割合は２０．５％となっています。今後は、女性の登用率を積極的に上げ、多くの町民が関わることのできる行政運営をしていく必要があります。また、世代を超えて広く行政に対する関心を高め、参画の機会を確保していくこと及び参画できる環境を整えていくことが必要です。

さらに、行政が男性中心で進められている現状を見つめる大きなきっかけとなるよう、町職員の管理職に占める女性の割合を国が法律で定める割合に近づくよう努めます。町の審議会委員等（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会等をいう）に占める女性の割合についても国で定める割合に近づくよう配慮し、各種団体等に働きかけ実現するよう努めます。

これには、公平な人事評価制度の確立や幹部の意識改革など、性別に関わりなく多様な視点を生かす行政運営を推進するための啓発等に関する情報発信をしていく必要が強く求められます。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	町の政策・方針決定過程・審議会等委員への女性の積極的登用 町の審議会等の委員の選任にあたっては、計画の女性委員の比率目標である30%とするよう努める。 また、女性の委員がいない審議会等をなくすよう努める。	関係各課
	政治分野における男女共同参画の推進 広く町民へ議会の傍聴を勧めるなど、町政や議会への理解と関心を高めるための環境づくりに努める。	総務課 議会事務局
	邑南町特定事業主行動計画に基づき、職員のキャリア形成や働きやすい環境整備に努める 多様化・複雑化する住民ニーズや社会情勢の変化に的確・柔軟に対応していくためにも、ライフステージに応じたキャリア形成に資する研修の充実を図り、能力と意欲を持った職員の育成を推進する。 時差勤務の活用を推進し、性別に関わらず働きやすい職場環境づくりを行う。 職員育成を目的に多様な部門への配置拡大を図る。	総務課
② 町政へのあらゆる方面からの意見収集と反映	あらゆる世代が参画することが出来る体制の整備 研修や会議及び町内の催しの際は、育児スペースや休憩スペースを確保するなど、子育て世代や高齢者が参加しやすい体制づくりに努める。町が開催する町政座談会をはじめとする会議や研修会等について、対象者が参加しやすい開催日時への配慮とともに必要に応じて託児室を設ける。	関係各課
	あらゆる方面において町民の意見を聴取する機会の確保 広く町民の意見を聴取するため、町政座談会を始め地域を限定しない住民会議や、子育て世代の男性を限定とする会議などさまざまなアプローチで町民からの意見聴収の場を設ける。 また、オンラインなど情報機器を用いた意見交換ができるよう整備等を進める。	総務課 地域みらい課 関係各課

(2) 女性の人材育成

【現状と課題】

政策・方針決定過程への女性の参画を進める為には、審議会等の女性委員の登用率を高めることと併せて、女性の人材を育成していく必要があります。

今回の調査では、町政に女性の意見や考え方が反映されていないと思う理由の第一に「町議会や行政機関などの施策・方針決定の場に女性が少ない」こと、第二には「女性自身の関心が薄い」ことがあがっています。また、町の男女共同参画政策に望むこととして、第一に「男女ともに育児介護休暇が取得しやすい職場環境の整備を企業等と呼びかけていく」となっています。支援体制の整備や情報提供はもとより、女性それぞれが必要とする知識や技術を学習し、能力を発揮するための実力をつけることや、意欲を向上させることによって能力を生かす取り組みを引き続き行い、リーダーの育成と活動の支援を行う必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①女性活躍推進に向けた取り組みの促進	資格取得、スキルアップ、多様な働き方等を情報提供 (公財)しまね女性センターや各種団体などで行われる各講習会や研修等への積極的な参加を働きかけ、人材の育成に努める。	町民課 商工観光課
	起業やキャリア形成について学ぶ勉強会の開催及び支援 女性がそれぞれ必要とする知識や技術を身につけるため、学習の機会を充実し、人材育成に努めるとともに、町民大学など公民館等における各種講座を通してリーダーの養成を図る。また、その啓発を行う。	商工観光課 農林振興課 生涯学習課
②エンパワーメントの充実	男女共同参画推進団体の活動支援 男女共同参画の視点に立った学習・活動等を行う団体等へは、積極的に支援を行う。	町民課 関係各課
	女性の仲間づくり、地域におけるネットワークづくりの促進 女性のリーダーを育成する研修を行い女性の仲間づくりを進める。また、既存のグループやコミュニティ組織などの自主性を大切にしながら、グループやコミュニティ組織が互いに協力して多面的な活動ができるようネットワークづくりを進める。	生涯学習課 地域みらい課

（３）企業、団体、地域の方針決定過程への女性の参画

【現状と課題】

公的分野だけでなく、各種団体、企業、地域活動など、民間のあらゆる分野においても女性の参画を促進する必要があります。このため様々な機会を通して働きかけを行うことが求められます。また、労働者が働きやすい職場環境の整備は進んでいるものの、男女に均等な雇用環境の充実の体制整備が更に急がれます。社会的気運の醸成や職場での育児・介護制度の充実が図られるよう積極的に啓発する必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
① 各種団体や、地域等で女性の意見が反映される体制の整備	各種団体、地域の自治会活動等において女性の意見が反映されるような組織づくりや、役員に女性を登用する環境づくりの推進 各種団体や地域運営への女性の参画を進めるため、役員に女性を登用するよう働きかけるとともに、意思決定の際に誰もが意見を言える組織づくりについて提案・助言する。また、組織が女性参画を促進する気運を高めるよう積極的に働きかける。	地域みらい課 農林振興課 生涯学習課
② 企業等において女性の意見が反映される体制の整備	男女共同参画に取り組む事業者等への支援 女性活躍及び子育て支援、介護者支援に積極的に取り組む事業者等を広く紹介し支援する。また、事業者等において、あらゆる意思の形成や方針決定に積極的に女性が参画していくことができるよう格差解消に向けたポジティブ・アクションを推進するよう働きかける。	商工観光課

基本目標３ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

- (１) 家庭生活と他の活動との両立支援
- (２) 雇用の分野における男女共同参画の推進
- (３) 農林業・自営業等におけるパートナーシップの確立
- (４) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自分にあった生き方を選択できる環境づくりを進めることが重要です。仕事、結婚、出産、育児、介護、地域活動等において、女性も男性も自分が望む生き方ができるようワーク・ライフ・バランスを推進し、個人の価値観を認め合い、助け合い、支え合っていくことが必要です。

今回の調査では、日常生活における家庭の仕事の役割分担は「妻がする」が高い割合となっており、多いのは「食事のしたく」が81.3%で最も高く、「食事のかたづけ」が64.8%、「掃除」が64.8%と続いています。

誰もがいきいきと家庭で、職場で、地域社会で活躍するために、仕事・子育て・趣味活動など、多様な生き方ができるよう、家族で協力し、社会が認め合うことが求められています。

家庭生活においては、お互いを尊重し、認め合い、支え合う関係（パートナーシップ）を築くことにより、男女共に家庭生活へ参画することが重要です。そして働く女性が多い中、女性が多くを担っている育児・介護について、男性も家庭の仕事を積極的にする必要があります。そのためには、子育てや介護と就業が両立できるよう多様な支援や、従業員の私生活にも配慮できるイクボスを増やすことが求められています。あわせてコミュニティ・ソーシャルワーカーなどの養成を支援し、生活困窮者対策についても推進していくことも必要です。

また、女性が働きやすい環境の整備を行い、労働条件を改善するなど、格差解消に向けたポジティブアクションを推し進める企業の支援及び職場環境の整備が求められています。

農林業や自営の商工業においても、重要な役割を果たしている女性が正に評価され、能力を十分発揮できるパートナーシップを確立する必要があります。

個人が尊重され、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりや環境整備を進めるとともに、心のバリアフリー化の推進を図ります。

(１) 家庭生活と他の活動との両立支援

【現状と課題】

今回の調査結果を見ると、女性と仕事について「子どもができてみずっと仕事を続ける方がよい」が5割を初めて超えて、最も高くなっています。働き続けにくい理由として「育児・介護支援サービスや施設が十分に整備されていない」が第一にあげられていることから、働くための環境整備が求められています。男女がともに仕事と家庭を両立し、地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築くためには、男性の積極的な家庭生活への参画促進が課題と言えます。

本町ではほとんどの年齢層で女性については労働力率が高く、女性の職場進出が進んでいます。しかし、我が国は、出産・育児期にかかる25歳から35歳の労働力率の一時的な低下といった特徴的な就業傾向を示しており、生涯を通じて充実した生活

ができるようにすることは大きな課題です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
① 家庭生活、地域社会における男女共同参画の推進	男女が助け合う家庭生活の推進 男女の固定的な性別役割分担意識の解消のため、広報・啓発活動を行い、家庭生活における男性の参画を促すために、調理や掃除など家事に参加できるように、実践力のつく講座・教室を開催する。	町民課 保健課 農林振興課 生涯学習課
	地域で活躍する女性を応援する体制づくり 女性が地域での行事や会合に出やすいよう家庭内や地域での女性の参加に対する意識づくりを図るとともに、女性が担っていることが多い育児や介護を助けるしくみをつくる。 また、世代間で大きく異なっている女性の社会参画についての意識を近づけるために、世代間でコミュニケーションが図れるよう努める。	町民課 福祉課
	地域社会における男女共同参画の推進 産業振興・観光など、地域の活性化を目指す取り組みに、積極的に男女共同参画の視点を取り入れる。	商工観光課 関係各課
② 育児・介護と仕事の両立に向けた環境整備に対する支援	育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備 育児・介護を行う労働者が、安心して育児・介護休業を取得し、職場復帰できる環境整備のため、関係機関と連携して、事業主・労働者へ啓発を行い、働きやすい環境づくりを推進する。	福祉課 商工観光課 保健課
	イクボスによる男女共同参画意識の推進 従業員の子育てや介護など従業員の私生活にも配慮し、仕事の効率の向上や自らの仕事と自らの私生活を楽しむことのできるイクボスを増やすための講演会や研修会を行う。	商工観光課 総務課
③ 子育て支援対策及び介護サービスの充実	邑南町版ネウボラの継続 フィンランド共和国で行われているネウボラを邑南町版として開設することにより、子育てに関する窓口を明確化し、様々な相談に対応する。	保健課
	保育サービス等の子育て支援の充実 多様な保育ニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病後児保育、休日保育などの特別保育事業に関係機関と連携して支援を行う。	福祉課

	子育て支援センターの充実 子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援を行う、子育て支援センターの充実を図る。	福祉課
	放課後児童の健全育成 子育てと就労の両立支援及び児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図る。 また、児童が安心して過ごすことのできる居場所を確保するとともに、邑南町子ども安全センターを中心に地域で登下校時の子どもを見守り、放課後児童の健全育成に努める。	福祉課 学校教育課 生涯学習課
	学校行事への男女共同参画の推進と家庭教育の推進 学校関係の委員を男女ともに担い、学校行事等に積極的に参加するよう呼びかける。 また、PTAや関係機関と連携を図り、家庭教育の重要性について認識を促すよう努める。	学校教育課 生涯学習課
	ひとり親家庭や生活困窮者等への支援の充実 母子・父子家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、就労相談・援助等施策の充実に努める。 また、就学困難な児童生徒及び人材育成を目的として、就学援助、奨学金制度などの支援を行う。 近年、増えつつある生活困窮者についても支援していく。	福祉課 保健課 農林振興課 学校教育課
	育児や介護の学習の推進 女性も男性も子育てや介護の実践力をつけることができる講習会等を開催する。	福祉課 保健課 生涯学習課
	在宅介護を地域で支えるネットワークの充実及び介護予防事業の充実 男女がともに就業を継続しながら介護に取り組みやすい環境をつくるため、在宅介護を地域で支えるネットワークの充実を図る啓発活動として、講演会等を行う。 併せて、高齢者が要介護状態になることを予防するため、各種予防事業の充実を図る。	福祉課 保健課 生涯学習課
	在宅介護支援の充実 介護を要する高齢者を在宅介護で支えている家族の介護負担の軽減が図られるとともに、男女共同して家庭介護が取り組みやすくなるよう、在宅介護サービスの充実に努める。	福祉課

（２）雇用の分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町の就労者全体に占める女性の割合は44.9%（平成27年国勢調査）で、女性の職場進出は確実に進んでいます。しかしながら、今回の調査で女性の働き続けやすさについて尋ねたところ、第1次計画策定時の調査では約半数以上の人が働き続けにくいと答え、職場での平等感については、約半数の人が男性の方が優遇されていると答えています。今回の調査でも「働き続けにくい」が若干低くはなっているが43.1%で、女性をめぐる職場環境が今なお厳しいという実態を裏付けるものと言えます。

男女に均等な雇用環境の整備や公平な能力開発の機会を設けるよう女性のキャリア形成、格差解消に向けたポジティブ・アクションを推進するよう事業主に対し啓発し、支援していく必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
① 雇用の分野における男女共同参画の推進	男女に均等な雇用環境の整備及び能力の開発 男女とも職場で能力・個性・意欲が十分発揮できるためキャリアアップを図ることができるよう、関係機関と連携して、企業及び一般社会に対する意識啓発に努める。 また、労働相談窓口を設置し、働きやすい環境づくりを推進する。 労働条件や就業環境などに関する相談に応じ、関係機関との連携を図る。	商工観光課
	男女共同参画に取り組む事業者等への支援（基本目標2（3）－②再掲） 女性活躍及び子育て支援、介護者支援に積極的に取り組む事業者等を広く紹介し支援する。また、事業者等において、あらゆる意思の形成や方針決定に積極的に女性が参画していくことができるよう格差解消に向けたポジティブ・アクションを推進するよう働きかける。	商工観光課
	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）の防止について、関係機関と連携して、事業主・労働者へ講座・研修会などを通じて周知・啓発に努める。	町民課 商工観光課
	パートタイム労働者の就業条件の整備 パートタイム労働者の処遇の均等確保等に関し関係機関と連携して、事業主への法制度の周知及び法律に沿った対応・雇用管理が実施されるよう啓発する。また、パートタイム希望者に対する相談や情報提供を実施する。	商工観光課

② 労働者の健康管理の充実	働く女性の妊娠・出産に係る保護（マタニティ・ハラスメントの防止）等 男女雇用機会均等法や労働基準法の規定の遵守について、関係機関と連携して、マタニティ・ハラスメントの防止等の推進を図るよう事業主や労働者へ啓発をしていく。	町民課 商工観光課 保健課
③女性の雇用の促進	職業能力の開発の推進 高等技術校など関係機関と連携して、職業訓練の機会の確保に努める。また、さまざまな就職情報を集約して、就職活動を支援する。	商工観光課
	女性起業家への支援 女性のチャレンジを支援するため、関係機関と連携して、女性起業家育成のための各種支援制度の情報の提供を行う。	商工観光課

【ネウボラ】

ネウボラとは、フィンランドで制度化されている子育て支援施設のこと。
妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。
フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。

1人の保健師が継続して担当につくのが特長で、医療面だけでなく、子どもの成長や育児、家庭に関する悩みなど、様々な内容の相談ができる。そのほか、出産のための病院や医療機関の紹介なども行われる。

【イクボス】

「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指す（対象は男性管理職に限らず、増えるであろう女性管理職も）。

【キャリアアップ】

職業経験を積むこと、および、それによってより高度で専門的な技能を必要とする役職や職場へ迎え入れられること、などを意味する表現。

【コミュニティ・ソーシャルワーカー】

生活が困難である家庭・家族等、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人をつなぎ付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整したりするための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践するボランティアスタッフのこと。

【ポジティブアクション】

働く事や仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという事業所等の自主的な取り組みやそれらの制度のこと。

【パワー・ハラスメント】

職場において、地位や人間関係で弱い立場の労働者に対して、精神的又は身体的な苦痛を与えることにより、結果として労働者の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為のこと。

【マタニティ・ハラスメント】

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のこと。

（３）農林業・自営業等におけるパートナーシップの確立

【現状と課題】

本町の農業従事者（自営農業従事者）人口は９０３人（２０２０年農林業センサス）で、そのうち女性の割合は３９．５％で、農業経営において女性は重要な役割を果たしています。

農林業、自営業等に従事する女性は、実質的な担い手であるにもかかわらず正当な評価に結びついていない場合や経営に参画できていない等の問題があります。また、仕事と家事・育児等などの境があいまいなため、男性に比べて女性に過剰な負担がかかっている現状があります。

農林業、自営業は家族経営が中心で、地域とのつながりが深いことから、地域における固定的な性別役割分担意識の見直しを進めていくことが必要です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①農林業・自営業等における女性の参画の促進	農林業・自営業等における女性の参画の促進 家族経営協定の締結促進・女性起業グループの育成など、関係機関と連携して、女性が農林業・自営業等に参画できるよう促進する。	農林振興課 商工観光課
	女性の就業環境の整備 農林業や自営の商工業に携わる女性が、充実感を持って働ける環境づくりを進めるため、商工会や農協が行う資質向上のための研修会の開催や、資格取得のための情報提供など、自主的な活動を推進する。 また、過剰な負担がかからないよう、労働環境や家庭生活環境の見直しを呼びかける。	農林振興課 商工観光課

(4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

誰もが多様な生き方を尊重され、安心して暮らせる環境をつくることはまちづくりの基本的な課題です。

本町の高齢化率は、45.1%(令和2年国勢調査)と、全国で四番目に高齢化が進んでいる島根県の中でも上位となっています。このため、高齢者が生きがいを持って、安心して暮らせる環境の整備が大きな課題となっています。また、高齢者のうち女性の占める割合は男性よりも高く、かつ一人暮らしの女性も多くなっていることから、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにもつながります。

本町が豊かで活力ある町となるためには、高齢者を支えられる側ではなく、他の世代と共に社会を支える重要な一員として積極的に捉え、高齢者が安心して暮らせる環境づくり、いきいきと活動できる機会の確保を図る必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、適切なサービスの提供などを通して、社会参画の促進や自立の支援や、ユニバーサルデザインの視点に立った環境づくり等、心のバリアフリー化を推進するとともに、ノーマライゼーションの理念を実現するため啓発等を図る必要があります。

一方、過去の災害時において、応急・復旧対策での女性への配慮が指摘されていることから、男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復旧対策の確立が必要です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
① 高齢者、障がい者の社会参画の促進・自立の支援	高齢者の自立の促進 高齢者が安心していきいきと暮らせるようユニバーサルデザインの視点に立った生活環境づくりなど、高齢者が自立して生活できるよう心のバリアフリー化を推進する。	福祉課 建設課
	障がい者の自立の支援 障がいのある人が適性に応じ、地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業を推進・実施し、ノーマライゼーションの理念を実現するため啓発等を図る。	福祉課 保健課 建設課
	社会福祉法人との連携 高齢者や障がいのある人が地域で安心して生きがいのある生活が継続できるよう、介護予防・生活支援や就労支援を目的とした事業推進の協力を図る。	福祉課 生涯学習課
	高齢者グループの活動支援 豊富な経験を持つ高齢者が地域の発展に活用できるよう、高齢者グループの自主的な活動を支援することにより、高齢者の社会参加の促進を図る。	福祉課 保健課 生涯学習課

	消費者の自立支援 高齢者の消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上を推進するため、警察や県消費者センター、邑南町消費者問題協議会等と連携し、情報提供や消費者教育を推進する。	町民課
② 男女共同参画を意識した防災・災害復旧対策の推進	さまざまな立場の人のニーズの違いを把握した防災・災害復旧対策の実施 邑南町地域防災計画において、女性や子ども、脆弱な状況にある人の意見が反映されるよう、防災会議の委員への女性の登用を進める。 また、意欲ある女性消防団員の入団促進、避難所においてはさまざまな立場の人のニーズに配慮できるよう、運営にあたっては女性も配置する。	総務課

【ユニバーサルデザイン】

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた施設・製品・情報・環境のデザインのこと。

【バリアフリー】

高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことをいう。

【ノーマライゼーション】

障がいの有無にかかわらず、皆が一緒に普通に生活できるようにすること、あるいはそのような理念をいう。

基本目標 4 個人の尊厳の確立

- (1) 人としての個人の尊厳の確立
- (2) 男女間におけるあらゆる暴力・差別（DV等）の根絶
- (3) メディアにおける女性の人権の尊重
- (4) 生涯を通じた健康づくりの推進

個人の尊厳の確立は、男女共同参画社会の根底をなす考え方です。互いの人格を認め合い人権を尊重しなければ、男女がその個性と能力を発揮していくことはできません。

特にドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティー・ハラスメント（マタハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）などは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、その背景には男女間の社会的・経済的格差や、上下関係といった今日の男女が置かれている社会的構造的問題があります。こうした問題を解決するにあたっては、制度や慣行の見直しに併せて、個々の人権に対する意識を育て、あらゆるハラスメントを無くすよう努めることが重要であり、関係機関との連携を図り、生涯にわたる人権学習に取り組むことが必要です。

また、最近では若年層によるDVやデートDV、ストーカー行為などの人権侵害が多く発生しており、さらに被害者に対する2次的被害など女性に対する暴力の防止、根絶に向けて理解を深め、相談窓口を開設するなどの体制整備が必要です。

女性も男性もそれぞれの身体的特質を理解し、思いやりを持って生きていくことが重要です。特に女性は妊娠・出産をする可能性があることから、男性とは異なり健康上で、また精神的及び社会的な観点からも支援していく必要があります。

近年、新聞、テレビ、インターネット等のメディア（大衆に呼びかける手段・媒体）によってもたらされる情報が社会に与える影響は非常に大きく、町民一人ひとりが情報をそのまま受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力を高めていくことが必要です。町が作成する広報や、さまざまな情報においては、特に、固定的な性別役割分担意識を助長させる表現や不平等な表現に注意し、見直しを図っていく必要があります。

(1) 人としての個人の尊厳の確立

【現状と課題】

私たちの日常生活の中では、不適切な言葉や不平等について気づいていない場合があることや、互いを尊敬したり感謝したりする気持ちが薄れてきていることが考えられます。

互いの人格を認め合い人権を尊重することは男女共同参画の基本的な理念です。

また、性的少数者（LGBT）など多様な価値観を持つ人たちへの理解が促進されるような取り組みも必要です。同じ人権問題としてとらえ、様々な機会に理解を深める人権学習を進めていくことが大切です。

性別や年齢等を根拠にしたハラスメント（いやがらせ、いじめ）などについても家庭や地域、学校や公民館などを通じて学習する機会の充実を図ることが重要です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①人権学習の機会の充実	家庭や学校、公民館など、生涯を通じてあらゆる場面における人権学習の推進 互いの人格を認め合い人権を尊重する社会を構築するための人権学習を、様々な機会を捉えて行う。	町民課 学校教育課 生涯学習課

（２）男女間におけるあらゆる暴力・差別（ＤＶ等）の根絶

【現状と課題】

今回の調査では、１７．７％の人が自分、もしくは身近な人にドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の経験があると答えています。一般的にドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）は表面化しにくく、複雑化、巧妙化している傾向が見受けられ、被害者の中には実際に暴力を受けていてもひとりで悩みを抱えているケースが多くあります。

こうした暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、子どもの面前でのＤＶは児童虐待にあたります。その背景には、今日の女性と男性が置かれている社会・経済・文化上の構造的問題があると認識する必要があります。

暴力の根絶に対する意識啓発を行うとともに、悩みを抱えている女性が安心して相談できる体制の整備をするなど対策を図る必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①男女間におけるあらゆる暴力・差別（ＤＶ等）の根絶	夫婦や恋人・パートナー間での暴力の根絶に向けた町民の意識啓発 あらゆる暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つける許されない行為です。夫婦や恋人・パートナー間での暴力の根絶に向け、今後も家庭や学校、公民館などあらゆる機会を通して広報・意識啓発に努める。	町民課 関係各課
	相談体制の整備の充実 女性相談センターなどの関係機関と連携して被害女性の立場に立った対応ができるよう、相談窓口の設置を検討する。 また、家庭環境や子どもの就学等について総合的に支援するため、庁内の連絡支援体制を整備する。	町民課 福祉課 保健課 建設課 学校教育課

	セクシュアル・ハラスメント等などの防止対策 職場や地域社会でのセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）など女性に対する暴力防止のため、正しい認識の啓発活動について広報などを通して積極的に行う。	町民課
--	---	-----

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

夫婦や恋人などの一方が、他方からある程度継続的に身体的・心理的・性的な暴力を受けること。

【デート・DV】

交際中の恋人などから受ける暴力。殴る蹴るなどの身体的暴力のほか、交友関係を細かく監視する（心理的攻撃）や性行為を強要すること（性的強要）なども含まれる。

【セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）】

相手の意に反した性的な発言や行動。例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれる。特に職場のセクシュアル・ハラスメントとは、それを拒否したことで労働条件の不利益を受けることや、職場の環境が不快なものになり働く上で重大な影響を生じること。

(3) メディアにおける女性の人権の尊重

【現状と課題】

メディア(大衆に呼びかける手段・媒体)は、私たちの意識形成に様々な形で影響を与えます。メディアからの情報は、私たちの生活を豊かにしてくれますが、メディアがすべて男女共同参画の視点により制作されたものばかりではないため、女性の人権に対する配慮に欠けた情報などが、知らず知らずのうちに悪影響をもたらしている場合があります。そのため、メディアを主体的に読み解き、偏見や差別に気づく力をつけていくことが不可欠であり、そのような能力を高めるための学習も必要です。

また、男女の固定化された表現が繰り返し使われることによって、それがあたかも自然なことのよう伝えられ、固定的な性別役割分担意識が再生産されることにつながります。町が発信する情報については、男女共同参画の視点に立った作成に努める必要があります。

さらに、近年では、インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等が著しく普及しており、発信主体が社会一般に拡大していることに加え、一度流通したコンテンツの削除が非常に困難になるなど、女性や若者が被害者となりうる事例が多く発生しています。

お互いが被害者や加害者にならないために、広報やケーブルテレビ等により情報発信するとともに小・中学校や公民館等において学習機会をより一層充実し啓発していくことが強く望まれます。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①メディアにおける人権尊重のための啓発	メディア・リテラシー向上のための意識啓発 メディアからもたらされる膨大な情報を、主体的に読み解いていく能力を高めるため、様々な学習機会を通して女性や若者に対する教育・学習の充実を図り意識啓発に努める。	町民課 学校教育課 生涯学習課
	公的刊行物やウェブサイトの点検等 町の広報・刊行物等においては、固定的な性別役割分担意識に基づいた言い方や不平等な表現がないか点検し、作成する。また、各種団体等が発行する広報等についても、同様に働きかける。	総務課 関係各課

（４）生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

女性は、固定的な性別役割分担意識による男女の主従関係などにより、受け身の立場になることが多く、世界各地でその健康と権利が脅かされてきました。

女性の健康が生涯を通じて、身体的にはもちろん、精神的、社会的にも良好に保たれるには、女性の自己決定権が保障されなければなりません。この考え方は、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）として、広く認識されています。

この概念を町民に周知していくとともに、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

また、働く女性が増加してきたため、婚姻年齢や出産時の年齢が上昇傾向となり、女性の生き方・働き方が以前より変化しているため、安心して妊娠や出産の時期を過ごすことができるよう、周産期医療対策や総合的な母子保健対策を推進するとともに、思春期や更年期等あらゆる年代を通じ、女性と男性とは異なる健康上の問題に対処するための情報提供や相談体制の充実が求められています。

また、疾病の早期発見・治療をはじめ、健康づくりを更に進めていく必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①性や生命の理解と尊重	性と生殖に関する健康と権利の意識の浸透 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の社会への浸透を図るため、情報を提供し、意識啓発に努める。	保健課
	学校教育における性に関する教育の推進 H I V（エイズ）や性感染症は、生涯を通じて健康を脅かすことから、正しい知識の普及啓発に向けた教育・指導の充実を図る。 また、中学生を対象に性・命人権教育講演会を開催する。 さらに、喫煙や飲酒、薬物乱用についても、健康へ悪影響を及ぼすものとして同様に意識啓発に努める。	保健課 学校教育課
	成人の性に関する学習機会の充実 成人男女を対象に、人権尊重・男女平等に基づいた性に関する正しい理解を深め、性の尊さや人権との関わりについて学習する機会の充実を図る。	保健課 生涯学習課

②生涯を通じた健康支援の推進	多様なライフスタイルに応じた全ての女性の生涯を通じた健康支援のための総合的な施策の推進 多様なライフスタイルに応じた全ての女性が安心して妊娠や出産の時期を過ごすため、総合的な母子保健対策を推進するとともに、あらゆる年代を通じて女性の身体的・精神的な健康上の問題に対処するための情報提供や相談体制の充実を図る。	保健課
	働く女性の妊娠・出産の保護の意識の醸成 企業や団体等職場において、働く女性の妊娠・出産について保護の意識の醸成に努める。	保健課 商工観光課 農林振興課
	各種健康診査・保健事業の充実 生涯にわたり健康で暮らせるよう、各種健康診査の充実・健康教育等を積極的に行い、健康長寿への取り組みを推進していく。	保健課

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】

1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。個人、特に女性の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、「いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと」などが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

基本目標 5 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

(1) 国際社会から学ぶ男女共同参画の推進

我が国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の様々な取り組みと密接に関わっています。

本町においても、国際的な取り組みの成果や、女性の能力が社会に生かされている欧米諸国などのライフスタイルや国民の意識について積極的に学び、男女共同参画社会の実現に活かしていく必要があります。

(1) 国際社会から学ぶ男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町においては、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンに向けた取り組みをはじめ、国際交流員（C I R）の招致事業や学校教育での外国語指導助手（A L T）の活用など、積極的に国際社会を視野に入れた事業を展開しています。

また、住民主体の外国との交流も盛んに行われており、今後とも諸外国や先進国等のコミュニティなど男女共同参画に関する国際的取り組みに直接触れ学ぶことにより、住民はもとより青少年が知識を共有することができる体制を整備し、異文化等について学習する機会の充実に努めることがより一層必要です。

特に、平成28年（2016年）から始めている男女共同参画社会の先進地であるフィンランド共和国との国際交流を継続して実施することにより、国際的な視野や思考等を育成することができ、国内のみでは醸成され難い男女共同参画社会が実現できるよう推進します。

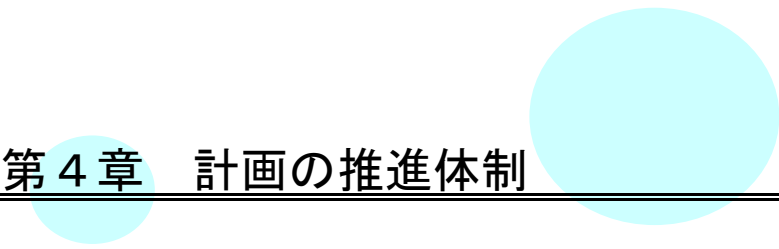
近年、町内在住外国人の中には言葉や生活習慣の壁によって、自立を阻まれているケースもあり、自立を支援していく必要があります。

こうした機会をとらえ、他国の男女のあり方やライフスタイルを学び、国際的視野を育成することが望まれます。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	担当 主管課
①国際的取り組みの学習機会の充実	国際的取り組みを学ぶ機会の充実 男女共同参画に関する国際的課題や取り組みについて広報やケーブルテレビ・ホームページ等を通じて積極的に紹介するとともに、各公民館等において理解を深めるための学習の機会を設けるなど、国際社会を視野に入れた男女共同参画を推進する。	商工観光課 生涯学習課

②国際交流の推進と 国際的視野の育成	国際交流の推進 東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンに向けた取り組みに引き続き、男女共同参画社会の先進地であるフィンランド共和国との国際交流を継続して実施する。 また、国際交流員（C I R）や語学指導助手（A L T）、町内に在住する外国人との交流を充実し、積極的に他国の文化に触れる機会をつくり、学校・地域で文化の違いを認め合う国際的視野の育成を推進する。	商工観光課 学校教育課 生涯学習課
	町内在住外国人の自立支援 町民の自主的な国際活動を行っている団体との連携や、地域活動を促し、言葉や生活習慣をはじめとする風土・風俗・風習の違いによる大きな壁によって自立することが適わない町内在住外国人の自立支援を促進する。	関係各課



第4章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の充実

本町では、男女共同参画社会の実現に関する施策について、町長が本部長となり「邑南町男女共同参画推進本部」を庁内に設置しています。

また、男女共同参画社会の推進にあたり必要な事項について広く意見を求めるため、「邑南町男女共同参画推進委員会」も設置し、諸施策の総合的・効果的な推進を図っています。

今後も引き続き、職員の男女共同参画に関する理解と認識を深めるため、職員研修などによる啓発を図り、庁内から町内への運動を進めていきます。

2. 関係機関、民間団体との連携

町内各種団体と相互の連携を図り推進します。また、国、県や近隣市町村と情報を交換し、連携を図ります。また、企業への協力促進もあわせて実施します。

3. 計画の管理進行

計画の達成に向けて実施計画をたて、関係各課が連携して諸施策の推進に努め、計画の実施状況を年次でまとめ、評価を行います。

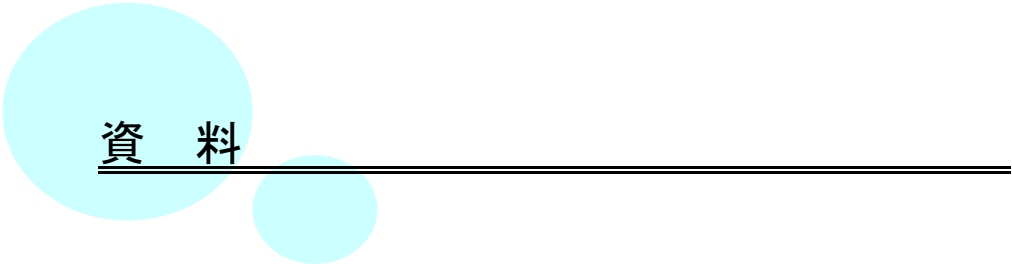
4. 町民への期待

男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発などを通して、町民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向けてあらゆる分野で積極的に行動されることを期待します。

第2次 邑南町男女共同参画計画数値目標一覧

基本 目 標	N o	項 目	第1次 目標値 (H22実 績)	H27実績	第2次 目標値 R 8	担当主管課
1	1	固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	52.2% (75.8%)	64.1%	80%	町民課
	2	男女共同参画に関する学習会又は講演会開催数	1回 (1回)	3回	3回	町民課
	3	公民館での男女共同参画講座開催数	2箇所 (2箇所)	1箇所	12箇所	生涯学習課
	4	町職員研修実施回数	0回 (0回)	1回	4回	総務課
2	5	審議会等への女性の参画率	16.3% (13.9%)	20.7%	30%	町民課
	6	女性委員を含む審議会等比率	70% (69.2%)	76.9%	100%	関係各課
	7	農業委員に占める女性の割合又は人数	—	2人	4人	農林振興課
	8	町職員の管理職に占める女性の割合又は人数	—	—	2人	総務課
	9	邑南町男女共同参画推進グループ数	3グループ (3グループ)	2グループ	3グループ	町民課
3	10	男性の料理教室開設数	5箇所 (12箇所)	10箇所	12箇所	生涯学習課
	11	育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合	—	—	100%	商工観光課
	12	育児休業制度を利用した人がいる事業所の割合	—	—	40%	商工観光課
	13	介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合	—	—	100%	商工観光課
	14	介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合	—	—	10%	商工観光課
	15	乳児保育の箇所数	9箇所 (9箇所)	9箇所	9箇所	福祉課
	16	延長保育の箇所数	9箇所 (9箇所)	9箇所	9箇所	福祉課
	17	一時保育の箇所数	2箇所 (2箇所)	2箇所	3箇所	福祉課
	18	休日保育の箇所数	0箇所 (0箇所)	0箇所	1箇所	福祉課
	19	病後児保育の箇所数	1箇所 (1箇所)	1箇所	3箇所	福祉課
	20	子育て支援センターの箇所数	2箇所 (2箇所)	2箇所	2箇所	福祉課
	21	放課後児童クラブ数	7箇所 (9箇所)	8箇所	8箇所	福祉課
	22	邑南町版ネウボラの窓口数	—	—	3箇所	保健課
	23	学校評価委員等における女性役員の割合	26.8% (26.8%)	26.1%	50%	学校教育課

	24	労働相談窓口設置数	1 箇所 (1 箇所)	1 箇所	1 箇所	商工観光課
	25	女性の起業家・グループ数	9 件 (9 件)	11 件	11 件	商工観光課
	26	家族経営協定締結数	4 協定 (4 協定)	3 協定	6 協定	農林振興課
	27	女性認定農業者数	3 人 (3 人)	1 人	5 人	農林振興課
	28	女性の消防団員数	—	9 人	20 人	総務課
	29	公民館での人権学習講座開設数	10 箇所 (12 箇所)	12 箇所	12 箇所	生涯学習課
4	30	人権学習を行う学校数	12 校 (12 校)	11 校	11 校	学校教育課
	31	中学生を対象とした性・命人権教育講演会開催数	1 回 (1 回)	1 回	1 回	保健課 学校教育課
5	32	国際交流事業開設数 (研修会含む)	1 箇所 (1 箇所)	1 箇所	12 箇所	生涯学習課
	33	国際交流事業開設数 (研修会含む)	—	—	3 箇所	商工観光課
	34	国際交流（フィンランド共和国）訪問回数	—	—	1 回	生涯学習課
	35	国際交流（フィンランド共和国）招へい回数	—	—	1 回	生涯学習課



資料

第二次邑南町男女共同参画計画・邑南町DV 対策基本計画策定までの経過

平成28年 5月10日	第1回邑南町男女共同参画推進委員会開催 諮問 男女共同参画に関する町民の意識調査 素案審議
平成28年 5月	邑南町男女共同参画計画策定委員一般公募
平成28年 6月	男女共同参画に関する町民の意識調査実施
平成28年 6月30日	第1回邑南町男女共同参画計画策定委員会開催 平成27年度男女共同参画計画実施状況評価・検証 研修：第2次邑南町男女共同参画計画策定における女性の活躍推進法等について
平成28年10月13日	第2回邑南町男女共同参画計画策定委員会開催 男女共同参画に関する町民の意識調査 結果分析
平成28年12月22日	第3回邑南町男女共同参画計画策定委員会開催 第二次邑南町男女共同参画計画・邑南町DV対策基本計画 素案 検討
平成29年 1月31日	邑南町男女共同参画推進担当者和議開催 第二次邑南町男女共同参画計画・邑南町DV対策基本計画 素案 検討
平成29年 2月 8日	第4回邑南町男女共同参画計画策定委員会開催 第二次邑南町男女共同参画計画・邑南町DV対策基本計画（答申案）最終検討
平成29年 2月10日	答 申
平成29年 2月13日 ～平成29年3月 2日	計画（素案）に対するパブリックコメント実施
平成29年 3月 3日	邑南町男女共同参画推進本部開催
平成29年 3月30日	計画策定決定

役 職 名	氏 名	所 属
会 長	鶴岡 和美	男女共同参画サポーター
副 会 長	三浦 勇	邑南町商工会
委 員	石橋 純二	邑南町議会
委 員	上田安久里	石見一步の会
委 員	白川富美子	男女共同参画サポーター
委 員	谷 活子	男女共同参画サポーター
委 員	月山 正幸	男女共同参画サポーター
委 員	土井美恵子	人権擁護委員
委 員	鳥居 清枝	邑南町連合婦人会
委 員	服部千津子	一般公募委員
委 員	日高 勝明	邑南町老人クラブ連合会
委 員	日高美枝子	男女共同参画サポーター
委 員	平野 一成	スキップの会
委 員	細川 満博	島根県農業協同組合
委 員	三上 徹	邑南町教育委員会生涯学習課
委 員	森脇 和代	男女共同参画サポーター
委 員	森脇 義博	一般公募委員

邑南町男女共同参画計画策定委員会委員

(委員は五十音順)

アドバイザー 公益財団法人しまね女性センター